

小値賀町議会第三回定例会は、平成二十年九月十七日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十名

十九 八 七 六 五 四 三 二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番
横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮
山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎
弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長	代表監査委員
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田	坂木
憲道	清敏	也敏	英敏	良一	久之	一也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫三	芳辰

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊
永 脇
清 一
美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十年九月十七日（水曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（宮崎良保議員・加山雅徳議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 発議第八号 小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案
- 第六 議案第四六号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第七 議案第四七号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第八 議案第四八号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第四九号 平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）
- 第十 議案第五五号 平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

午前十時零分開会

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成二十年小値賀町議会第三回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・宮崎良保議員、二番・加山雅徳議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月二十六日までの十日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月二十六日までの十日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） 皆さん、おはようございます。

町 長

本日ここに、平成二十年小値賀町議会第三回定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について所信を申し述べたいと存じます。

総務課関係について申し上げます。

総務班では、八月二十五日に特別職報酬等審議会を開催し、審議会からの答申を受け、今回、町長・副町長・教育長の月額給料改定の条例案を上程しております。

自立推進班では、九月十日から九月二十七日までの十八日間、サモア・フィジー・トンガ三ヶ国から各一名ずつ三名の外国人研修生が小値賀を訪れています。本年も、JICA主催の受け入れではなく、小値賀町が提案した企画を、JICAが採用して実施に移したもので、長期にわたり多くの住民とのコミュニケーションを図られることを期待しております。

なお、JICA研修の関係で、七月に国際開発学会の十九名が当町を訪れ、本島及び大島において現地研修会を開催しました。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、九月十四日と十五日に各地区で敬老会が実施されました。七十七歳以上の敬老祝金支給対象者は、六百六十八名いらっしゃいました。高齢者福祉の中心となる介護保険の、第四期の事業計画の策定に向けた作業を開始いたしました。また、併せて障害福祉計画策定の作業も始めました。

北目町の旧田口医院にありました地域活動支援センター『憩いの家』は、建物老朽化による解体のため、船瀬のレストハウスに移転しました。

なお、現在二十一年度新築の予定で、笛吹駐在所移転の話が進んでおり、新築移転の後、旧施設を町へ譲渡していただき、『憩いの家』として活用したいと考えています。

保健班では、医療制度改革により、今年度から保険者に義務付けられた特定健診を実施いたしました。対象となる国保加入者の約四九%の方が受診され、初年度計画の四〇%を超えており、満足のいくスタートであったと思っております。

今後は、スクリーニングにより抽出された対象者へ、動機付けや積極的支援等の特定保健指導を行ってまいります。国保以外の医療保険加入者については、これから診療所で健診を行うこととなりますが、同じ町民として、出来るだけ整合性の

取れた保健活動をしていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、国民の批判を受けて、制度がめまぐるしく変わり続け、末端事務では更なる混乱が生じています。大きな変更点は、低所得者の保険料が『七割軽減』から『九割軽減』になることで、今年度は年度途中のため、『八・五割軽減』となっています。また、年金からの特別徴収が口座振替可能となり、税金の控除の算定に反映できるようになっております。

環境班では、懸案となっていました六島地区の不法廃棄車両の撤去については、今回の補正予算に計上いたしました。

ごみ焼却場の修繕工事については、競争入札の結果、川崎技研が施工することになりました。

保育所では、少子化の中で、子育て支援が熱心に云われる中で、保育所もいろいろな関わりをする時代になってきました。

笛吹保育所も幼保一元化が順調に推移している中で、今年度は、保育前の乳幼児や妊婦に対し、週一回、保育所を開放した育児支援広場『びよびよ広場』を開催しています。併せて、子育て・親育ち講座等も定期的に計画し、国の補助事業として実施してまいります。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班では、今年の上半期は、比較的気象条件に恵まれ農作物も順調に生育し、水稲については、ライスセンターへの集荷数量は六千六百十五袋と、昨年と比べ、千八百七十七袋の増となりましたが、品質は、梅雨明け後の猛暑の影響と思われる登熟障害等から、ほとんどが二等米以下という厳しい結果になりました。

八月五日に開設された子牛競り市では、六十九頭の取り引きが行われ、平均で三十八万五百七十二円、前回六月子牛競り市より一万九千九百九十円の高値となりました。今年度から年六回の子牛競り市の開催となり、今回が二ヶ月間隔での最初の競り市で、子牛の状態や出場頭数、購買者数等、大変気になりましたが、前回より良い成績となりました。しかし、子牛価格は飼料価格の高騰と、枝肉相場の低迷と依然厳しい状況でありますので、今後とも肉用牛経営安定のための支援に努めていきたいと思っております。

また、恒例の牛の塔祭及び共進会が、九月十三日に行われ、上位入賞牛は、十一月二日、旧田平町で開催される県北地域和牛共進会に代表牛として出品されることとなります。

担い手公社については、ご存知のとおり、新規就農者の確保・育成を目的として、町内外の研修生を受け入れて二年間の

農業研修を行っているところですが、農業技術習得のためには期間が不十分であるため、公社研修終了後二年間の技術習得の場としてのリースハウスを現在建設中です。また、育苗ハウスにおいて、農家支援の一環として、ブロッコリー九・〇ヘクター、メロン〇・一ヘクター、トマト〇・六ヘクターの育苗が行なわれており、八月二十日から随時供給を行っております。研修事業としましては、研修ハウスにおいてトマト、メロン、圃場においては、ブロッコリーの栽培が開始されております。

水産班では、燃油高騰問題につきましては、原油の国際価格が七月以降、下落傾向にあるものの、しばらくは高止まりが続くとの観測もあり、依然として心配な状況が続いております。国内水産業界では、七月十五日に初の全国一斉休漁を行うなど、漁業者が国に窮状を訴える行動を起こしました。

当町においても、漁船の主要燃料であるA重油の小売価格が、漁船用燃油購入費の補助をスタートさせた今年四月時点では、一リットル当り九十・六円でしたが、八月には百二十四・二円と、わずか三ヶ月の間に三七%も上昇し、漁業者は益々厳しい漁家経営を強いられております。

そのような中、この度、国による総額七百四十五億円の緊急対策が実施されることになりました。当町においても制度を活用するため、漁協が窓口となり準備が進められております。本対策により、漁業生産活動の安定化が図られることを期待しているところです。

合併後二年目を迎えている宇久小値賀漁協においては、経営基盤強化のための施設整備事業として、今年度は餌料用冷凍冷蔵施設の整備を行っております。八月に事業着手がなされており、予定どおりに事業が進めば、来年二月には竣工の運びとなります。

商工観光班では、今年度もアメリカ国際親善大使PTPの受け入れが、六月十日から七月十一日の約一ヶ月にわたり、百六十二名の訪問団を、三泊四日の日程で行なわれました。島の暮らしを体験する民泊体験を中心に、各小中学校での学校交流や漁師街さるく、野崎島での自然体験プログラム等が実施され、昨年度と同様に小値賀の魅力を感じてもらいながら、その内容に改めて高い評価もいただきました。

また、農水省、文科省、総務省が進める『子ども農山漁村交流プロジェクト』では、受け入れモデル地域指定を受け、平戸市立中野小学校を皮切りに、県内外の小学校から長期宿泊体験活動の本格的な受け入れが始まりました。農山漁村での交

流が今後益々活発化し、地域が活性化するように推進していきたいと考えております。情報発信においては、各種のテレビ・雑誌取材等で、夏場の『おぢか』の魅力をPRし、知名度向上に努めました。

今年度は、旧野首教会百周年記念事業が実施されますので、今後とも積極的に情報発信に努め、小値賀町の存在感を広くアピールして行きたいと思っております。

じげもん推進班では、六月二十二日、町総合体育館において、『第三回小値賀町じげもん祭り』を開催いたしました。当日は悪天候のため、屋内での開催となりましたが、イサキ・メロン等の当町を代表する「じげもん」販売コーナーをはじめ、各種イベントも実施され、町内外から多数の来場者がありました。また今回は、司会者をはじめ、地元の中高校生二十四名がサブスタッフとして、いろいろな場面で開催に携わり、祭りを盛り上げてくれました。今回で第三回目を終え、当町の春のイベントとして定着化してきており、次年度以降も、このイベントを通して、地元「じげもん」に対する理解と消費拡大、そして郷土愛が推進され、交流と親睦の場として、地域の活性化に寄与する催しとして期待をしているところです。

次に、地産地消推進事業の一環として、『ふるさとの味・かーちゃん味の味』つたえよー会主催で、毎年実施しております『第五回我が家の料理自慢コンテスト』が、七月六日に、ハウステンボス・ホテルズ、名誉総料理長・上柿元氏を審査委員長として、若者交流センターにおいて実施されました。今回は、イサキ・カボチャ・ゴーヤの三つの食材をテーマに二十一件の作品の出品があり、『イサキのポテトフライ梅びしお添え』が大賞を受賞しております。今後、当町の新たな郷土料理として浸透し、消費拡大の推進が図れることを切に願っております。

次に、当町じげもん振興協議会の事業として、『じげもんセット』販売を、今年も十二月の御歳暮シーズンに予定しています。今回は、昨年度実施したテスト販売での反省点、お客様からいただいたご意見・ご要望を参考に、実施することとしています。現在、その内容についての検討がなされているところです。

渡船班では、渡船事業につきましては、燃料の高騰により厳しい状況が続いておりますが、野崎島を活用したアイランドツーリズム協会の積極的なプログラム活動及び県内外へのマスメディアによる情報発信などで、野崎航路における四〜八月の利用率は前年度比五四％の増、大島航路では六％増となっており、秋以降も各種イベントが予定されており、前年度より利用者が増えると予測しています。今後も町民及び各種団体と連帯を図りながら、利用者の向上に努め、町民の生活航路として、その責務を果たしていきたいと考えております。

教育委員会関係について申し上げます。

本年、四月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が八月末に発表されました。対象となる小学六年生の国語と算数及び中学三年生の国語と数学において、本町の小中学校は、全国及び県の平均点を上回る結果となりました。

また、長崎県の基礎学力調査の中学校の英語では、過去の平均点を大きく伸ばし、県内二十三市町の中で二番目という好成績を挙げており、子供たちの学力の向上が伺えます。今回の結果については、県の関係者からの評価もいただいているところですので。

七月十九日から七月二十一日にかけて行なわれた青少年キャンプは、参加予定の子供たちが野球やサッカーの試合と重なり、例年より少ない参加者となりました。今年は台風接近の予報もあり、浜崎鼻で実施し、事故もなく終了することができました。

八月三日に少年少女スポーツ大会が、総合運動公園グラウンドと体育館で開催されました。各地区代表の子供たちはソフトボール、バドミントンと元気にプレイしていました。青少年健全育成会が中心となって、保護者、地域の方々の協力を得て開催いたしました。

八月九日、長崎市で開催されました『長崎県少年少女合唱団合同演奏会』に小値賀町少年少女合唱団も出場し、日頃の練習の成果を見せてくれました。

第四十三回を迎えた北松浦郡民体育大会が、九月十四日に江迎町を主会場に開催されました。本年度は、バレーボールの会場が小値賀町になったため、前日より各町の選手団が訪れ、島の中が活気づいていました。

平成十六年度から十九年度で行ってきました前方湾海底遺跡調査は、本年度、更に沈没船の陶磁器等の遺物が集中している場所の状況確認をするため、八月二十三日から八月三十日まで、前方湾内クスクリ崎沖海底の潜水調査を行いました。

来る九月二十五日には、第九回を迎えた中高合同の体育大会が行われます。更に、九月二十八日には町民総参加の『第四十二回町民レクリエーション大会』が開催されますので、多くの町民の方が参加されることを願っております。

診療所について申し上げます。

患者数は、外来・入院ともに昨年より若干少なめで推移している状況です。二名の医師のうち、県からの派遣医師として勤務してきました金森医師が、十月からの半年間研修のため、当診療所を離れます。そのため、十月より国立長崎医療セン

ター出身の今立医師が県からの派遣医師として着任されます。医師二人体制は維持することが出来、以前と変わらない医療業務が出来るものと思っております。

反面、毎回のように述べておりますが、看護師・補助看の人員については、依然として不足している中で、六月・七月に相次いで二名の退職者があり、非常に厳しい状況にあります。喫緊に看護師・補助看の確保に努めたいと考えております。議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は普通交付税の額の決定、各事業補助金内示に伴う補正、その他急を要する経費について編成いたしております。

今回の補正額は五千六百七十万円で、現計予算と合算した一般会計歳入歳出予算額は、二十六億四千四百二十万円となり、前年同期の予算に比べ、三・四％・九千二百五十万円の減少となっております。

特別会計の補正額は、介護保険会計他四件で、七百九十八万円でございます。予算以外の議案のうち、主なものについて申し上げます。

『平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算』につきましては、決算審査を七月二十二日から三十一日まで、実日数八日間実施していただきました。監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告書を付して、提出いたしております。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきます。

本定例会には、議案十八件、報告四件の合計二十二件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

二番（加山雅徳） 通告に従いまして質問いたします。

二番・加山雅徳議員

地方分権改革推進委員会は、平成二十年五月二十八日、第一次勧告を提出しております。

その勧告は、「地方自治体を『地方政府』と呼ぶにふさわしい存在にまで高めていくためには、何よりも、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立つ『地方政府』に近づけていくことが求められる。」という内容でございます。

この勧告の中で、今回、新たに追加されたタイトルで「生活者の視点に立つ『地方政府』に近づけていく。」という重要な文言があります。これを解り易く言うと、「町民の視線に立って、自分達で決定し、自分たちの責任で治めなさい。」ということではないかと私は思います。

さて、本町においては定住人口の減少、少子高齢化、過疎化の進行、財政状況の悪化など、楽観できない状況にあります。このような状況の中、「自己決定・自己責任」を原則とする地方分権時代を迎え、全国の地域間格差は益々激化するものと思えます。その後、小値賀町が自立していくためには、積極的な地域経営の観点から、自立する町づくりを目指す必要があると思います。そのためには、町民が一番困っているところ、また、手の届かないところに行政が何らかの手を打ってやるのが今重要ではないでしょうか。

現在、小値賀町の漁業の状況はどうでしょうか？せっかく宝の海を持ちながら、それを守り・育てるといった努力が足らなかったのではないのでしょうか。今、水産業を取り巻く環境は就業者の減少・高齢化等、漁場環境の変化など、依然として厳しい状況が続いており、中でも燃油の高騰、資材の高騰など、漁家経営を圧迫している現状にあります。小値賀地区の平成十九年度の漁協受託販売取扱高は、十八年度より漁獲量・漁獲金額共、増加しておりますが、磯場における魚貝類・藻類は年々減少をたどる一方です。その原因の一つとして藻類の消滅、減少が影響していると考えられます。このような状況の中で、今後何らかの手を打たないと大変な状況になるのではないかと思います。そこで、次の三点についてお伺いをいたします。

- 一点目、ここ十年間で藻場の再生のために行った事業内容及び事業額についてお伺いいたします。
- 二点目、離島再生支援交付金事業で、ここ三年間どの程度、藻場関係に効果があったかをお伺いします。
- 三点目、ガンガゼの駆除及び食害の状況についてお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わりますが、質問があれば、質問者席で質問させていただきます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十時 三十一分 —

— 再開 — 午前 十時 三十二分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

二番（加山雅徳） 失礼いたしました。

二点目については、この質問の後に質問させていただきます。

議長（横山弘藏） 町 長

加山議員

町長（山田憲道） 加山議員の質問に対してお答えいたします。

漁業を取り巻く環境につきましては、加山議員がおっしゃるとおり大変厳しいものがあります。

水揚高は、平成五年度の二十五億円をピークにその後減少を続け、平成十七年度は十億円を切りましたが、ここ二年はやや回復の傾向にあり、平成十九年度は十二億七千九百万円となっております。

海藻類につきましては、平成五年度は六千五百万円あったものが、平成九年度頃から急激に下降線をたどり、平成十三年度頃には五百万円程度となり、平成十六年度からは数万円という状況となっております。

第一点目の、「藻場再生のために行なった事業」についてですが、平成十五年度に漁場環境保全創造事業として自然石投入千四百四十立方メートル、事業費九百四十万円、平成十六年度に同じく漁場環境保全創造事業としてアルガベース三十六基、事業費九百三十万円、新世紀水産育成事業で藻場増養殖礁として着脱式食害防止ネット及び増殖プレート付ブロック三基、事業費四百六十二万円を設置しております。平成十六年度に設置した藻場増殖礁は、定期的に観察を行なっており、ネット内はカジメ類が成長していますが、ネットからはみ出した分は魚類の食害にあっております。また、網が破損すると、そこからイズズミが侵入し、かなりの食害にあつていますので、アルガベースへの展開を実施してもアラメ・カジメ類の生長は見込めないと考えます。また、専門家の意見も今のところ、魚類の食害を防ぐ有効な手立てがないとのことです。

第二点目の、「離島漁業再生支援交付金事業の藻場関係の効果」についてでございますが、交付金事業は平成十七年度からの事業ですが、本格的には平成十八年度からの取り組みとなっております。漁場の生産力の向上に関する事項の一環として、

平成十八年度がガンガゼ駆除一回、七十五名参加、海底清掃一回、十名参加、平成十九年度がガンガゼ駆除二回、八十八名参加、平成二十年度は、ガンガゼ駆除二回、延べ二百二十七名の参加により、全部で十萬個程度駆除等、また、ある地区ではオゴが生える場所の瀬落とし作業を実施し、藻場等対策事業についても取り組みられております。

効果につきましては、昨年駆除したところはガンガゼが少なくなったり、小型化したりしているところがあるとのことです。また、漁業者の藻場対策に対する意識についても高まりつつあると報告を受けております。

第三点目の、「ガンガゼ駆除と食害の状況」については、本町では、水産担当と専門家が連携して定期的に海底を調査しており、その調査結果につきましては、産業建設常任委員会でも報告をさせていただいているところです。

総合しますと、磯焼けの根本的な原因はよく説明されていない状況ですが、藻場減少の最大の要因は、海の環境変化にあるようで、五十年間で〇・九度、海水温度が上昇しているそうで、本町では一九九八年頃から食害が顕著となり、カジメ・アラメ等やホンダワラ類が消滅・減少し、二〇〇五年頃からは南方系の海藻のノコギリモクやヨレモク等が目立つようになっております。特に、水温が十八度を下らない期間が延びていることで、魚の活性化が止まらず、海藻の生長点まで食べてしまうことで、カジメ等のコンブ科海藻が根絶やしとなっているようです。これに輪をかけてガンガゼも大繁殖している状況です。

ご存知のように、ガンガゼ等のウニ類も、海藻類を食べるために磯焼けの一因ともされており、また、ウニ類は移動を容易にするために、海藻を生育しにくくさせる成分を出しているとも言われ、一つはそのためにも藻場が減少する要因となつていようです。特に、ガンガゼは、集団で移動することが多く、また、他のウニ類と比較して移動速度もすばやく、あまり常食されないことが増える要素となっているようです、魚の食害に加えて、ガンガゼ等ウニ類の食害で、藻場が減少している状況であります。

これらを総合しますと、抜本的な藻場の回復は、魚やウニ類の食害を防ぐために、網で囲むことしかないようです、現実的には不可能な状況と判断されます。

しかしながら、藻場の回復を図ることはアワビ漁等に大きく影響しますので、今年から漁業集落や海士連合会と連携して全面禁漁区を設定し、藻場確保のために定期的なガンガゼ駆除、実証実験を行なっております。二十メートル掛ける二十メートルの区画を決めて、一時間駆除した数を比較・分析しているところで、初回は一千個、一カ月後の二回目は七百個とい

う結果で、駆除しても付近の区画から入ってくるものが確認されておりますが、駆除数が減少していますので、ガンガゼの食害も減少し、ノコギリモクやヨレモクが主ではありますが、回復に効果があるものと判断しております。

一方、藻場が昔のような状態に戻ることは不可能だろうと専門家からの指摘を受けておりますが、今後、海の環境変化があり、海藻が繁茂する条件が揃う場合を想定して、小規模ながらも食害防止をして海藻の元種を確保する対策の必要性はありと考えております。

今後も専門家の方々や漁業者、漁協と調整を取りながら、実証実験を続けて、藻場対策に取り組みたいと考えております。以上です。

議長(横山弘藏) 加山議員

二番(加山雅徳) 今の町長の答弁の内容ですね、一点目のことですが、平成五年が六千五百万ぐらい水揚げがあつたと。それで、平成十三年ぐらいから五百万程度に下がって、近年ではもう数万円ぐらいの水揚げしかないという答弁でございますが、いずれにしてもですね、これは十年前ぐらいには大体の予想がついたと思うわけですね。

それで、そこら辺の対策はそれなりにやってきましたが、効果が上がってないということでございますが、これは一つの例ですが、先立って、熊本県の水俣市に私はちよつと行って来てですね、で、そこがですね、町長もご承知のとおり、水銀で汚染されてですね、海の魚介類がほとんど汚染されて、例の『水俣病』が発生したという所でございます。

それで、そのですね、水俣漁協の組合長と、それと熊本県工業技術センター、それと熊本県水産研究センターのこと、その水俣市のある業者がですね、三学間合同でこの藻場の再生に向けて一生懸命努力されるわけですね。で、そういう、その水銀で汚染された海を再生しようということ、一生懸命十年前から取り組んでですね、今現在が約三〇%ほど戻っていると。で、「小値賀の状況はどうですか?」ということ、聞かれたもんですから、「ほとんどもう壊滅状態。」ということでお話をしました。

要するに、その水俣市の組合長が言うにはですね、当然、その組合員が百六十八人だそうですね。小値賀の組合員が二百五十八名です。それで、そういう状況の中ですね、やっぱりそれなりに水俣湾を再生しようという、そういう努力がですね、ものすごく熱意が感じられたわけですね。

そういうことで、「小値賀町が、努力が足らん。」とは言いませんが、これだけのヒジキ等々ですね、海藻類の水揚げが

下がつとるつちゆうことは、これはやっぱり行政として何らかの手を打つべきじゃなかったのかなという気がします。

そこら辺のことについて町長の考え方をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 先ほどの、水俣から小値賀の方に来ていただいて説明をしたいということで、あれは確か九月十日だったと思っておりますが、今回、まああれだったんでしようけど、今度いつ来るのかですね、そういうことで、漁協と、それから離島再生支援のメンバーと、それから役場、それから議会等々ですね、いろいろ現場の方にそのときは行ってですね、是非検証をしてみたいというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 島内ですね、そういう団体がおるわけですから、是非ですね、この藻場の再生って言いますか、その水俣漁協ではですね、さっき言ったような三学間でですね、共同で木毛魚礁ということで、要するに、杉のチップ材とですね、それとセメント他、鉄分とか諸々混ぜてですね、木毛魚礁と言いますかね、それを海岸のテトラとか方塊にですね、貼り付けて、金額はそうかからないということでございますんで、是非ですね、そういうことを今からでもやっていってですね、その水俣市が約十年かかっとなるわけですね。

だから、中長期的にですね、やっぱり計画的にやっついていかないと、長い目で見ていかないと、なかなか藻場というのは再生しないということでございますんで、ひとつそこら辺はですね、産業振興課の方もいろいろ研究されておるし、漁協の方もですね、やっておられると思いますんで、是非そこら辺も町長の方からですね、ハツパかけてですね、今後藻場の再生のためにですね、やっついていただきたいと思えます。

次にですね、この二点目の離島再生支援交付金ですか、このことについて二・三点お伺いしますが、先ほどの説明で、いろいろやっつとるということでございますが、これは平成二十年の四月十一日の総会の資料を、これ産建の委員会でもちよっと調査等々した中で、その資料が手元にあるんですが、これずつと見てもですね、藻場関係については、一点か二点かしかなくってですね、海岸清掃とかですね。そういう感じで、従来から私はこの離島漁業再生交付金の使い方についてですね、町長に何回とも私は言うつもりですが、ほとんどですね、まあ小値賀弁で言えば、役目的なことしかしとらんわけですね。

だから、この事業の本来の意味をですね、町民と言うよりも、その漁業集落、それで今漁協が事務局でやっておりますが、

町長の部局から、何か漁協の事務局に投げたような形になつとるんじゃないかと。あくまでもこの報告は町長に来るわけでしょうから、この報告に対してですね、どういう指導つて言いますか、漁協の事務局に対してですね、どういう結果が出たのか、どういう成果が上がったのかということとはしておられるんですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 離島再生交付金はメンバーがですね、漁業者が主体ということとで今やつてるわけですが、いろいろの藻場造成等についてもですね、漁協と、それから離島再生のメンバーと、それから産業振興課の方といろいろと調整しながらやつていようございます。

「指導力を示せ」ということのようにございますので、これはですね、漁協のまた役員会等とも話し合いながら、前向きに検討させていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 「前向きに検討する。」という町長の言葉ですが、実はですね、この事業を十九年度の決算等々を見ますとですね、繰越金が約一千二百四十万ほどあるわけですね。で、これ、町長もご承知のとおり、年間二千六十万ですか、交付金が…。そのうちの二分の一が国、あと四分の一が県、四分の一が町ということですね、町もですね、約三千万の半分の一千五百万、その半分ですから七百五十万ぐらいの負担があつとるわけですね、毎年…。そういう中で、その繰越金が一千二百万あるということは、してないんですよ、この再生交付金を有効に利用しとらんわけですね。だから、そういう管理・監督が町長にあるわけですよ。漁協に丸投げしたような形ですね、あとは漁協は、この組合員で、どうにかせると、何か消化せろというふうな感じになつとるわけですよ、この事業自体が…。だから、今年度の、二十年度の予算では、これを使うようにしていますけどね、そこら辺のところを、もう少しこれを有効に活用すると。

それともう一つ。産業振興課の課長の、常任委員会に上がつてきた資料ですね、自分たちがしてないつちゆうことは認めとるわけですね。

この中ですね、『分析・問題点』として、こがん書いとつとですよね、「どこの市町でも同様な悩み」と書いとつとですよ。で、一点目に「集落の主体性が薄い。それで事務局が漁協」と、こう書いとるわけですね。「新規に取り組む事業があまり見当たらない。従前の事業を継続」と。こういうふうな感じですよ。

だから、産業振興課としてですよ、この事務局の、この決算書から今度の二十年度の予算案ですね、まあはっきり言うて、いろんな事業が出来るわけですよ。この事業で…。それすら、管理・監督せねいかん町長部局がですよ、「何もしてない。」つち言うよりも、「資料が足りないんじゃないか。」ということと言われるわけです。

そこら辺の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当初の内示等がですね、遅くなったということと、それから離島再生ですね、メンバー等をいろいろする段階で、最初の内示の分についての繰り越しがですね、出たというのは承知いたしております。これは致し方ないのではないかと思います。他の件についてはですね、担当課長に説明させます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えをいたします。

第一点ですね、この離島漁業再生支援交付金事業を丸投げしているのではないかとということとで議員さんがおっしゃられました。この事業につきましては、前から説明しているように漁業者のそういう組織であります。漁業集落というところが事業主体になっております。で、町についても事業費の四分の一を支援するというようなことで、具体的には漁業集落で計画を立てて、それを実行する、そういうようなことに関して国・県・町が支援をするというような事業でありまして、これは『丸投げ』というような形で言われますと、結局、町のする仕事を集落にやるというような、そういうようなニュアンスをされてるのかなあとというふうに思います。ですから、そういうようなことではありませんで、集落が独自に自分たちが小値賀の漁業をどういうふうに再生していくかというように、そういうような事業に取り組むというように事業内容であります。

それから、漁協につきましては、年間二百四十万円の事務委託料を集落の方からやっておりますので、当然、事務局と集落が連携して事業を推進するというような体制を執らなければいけないというふうに思っております。

それから、産業振興課につきましても、毎回、役員会、そういったものについては出かけて行っておりますし、いろんな実地研修をするときにも役場の職員も付いて行っております。そういう中で、新たにいろんなことが、取り組みが出来ます

ので、そういう事業については適時指導をしていってるつもりです。

で、平成二十年度につきましても、『促進計画』というのがありますが、そういうのについても一部内容を、町と漁協、或いは集落、そこで検討いたしましたして、小値賀でもっと取り組むめる事業があるのではないかとということで、検証を行いまして、そういう中で新たに取り組むような事業も平成二十年度は計画しております。

先ほど、産業建設常任委員会での報告の中で、産業振興課の方もですね、そういう自分たちが積極的に取り組んでいないことを認めるといような話もされましたけども、それは町の立場として現在、集落が行ってる事業の検証ということ、産業建設常任委員会には報告させていただいたというふうに考えておりますので、当然、このことがですね、我々が「全然関係がありませんよ。」というふうな、そういう立場にないことをご理解していただきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私は今の、課長の答弁のですね、やっていないとか、行政側としてそれなりのことはやっていますよというところでしようけど、ただですね、この事業の趣旨の中を見ればですね、まあその前にですね、この事業はあくまでも集落でやるということがまず大前提だったと思うってすよね。

で、例えば、前方やったら、前方地区でやると、その集落がですよ。正組合員以外の人も参加してその集落でやるということが大前提だったと思うってすよね。そこら辺の、それを総括して、もう小値賀全島を一つとして小値賀町に事務局を置いてやるという形に変えたわけでしょうけど、要は、町民皆さんがですね、この事業の意味が解つたらんわけですよ。意味が。だから、行政として、そういう中身について啓発っちゃうか、推進するっちゃうか、「中身についてこうですよ。」という説明がまず足りない、ここにもどっか、報告にも書いてあるとおり、そういうことですよ。

で、もう一つ言わせればですね、実施の状況の確認ということで、ちょっと読みます。

「市町村長は、集落協定に定めている事項の実施状況について確認する。確認事務の実施体制等については、水産庁長官が別に定めるところによる。」ということですね。だから、あくまでも町長が、その実施状況について確認するということですかいな。

そういうことで、何か責任転嫁みたいな感じですね、とは言いませんが、あくまでも町民に対して普及・啓発に努めると言いますか、そういうことをやっていただかんとですね、せつかくの交付金も有効に使われてないっちゃうことを私は言

いたいわけですね。だから、あと一年半ほどありますんで、平成二十一年度で終わりでしょうから、あと継続してこれがまた、こういう交付金があるかどうか知りませんが、そこら辺も含めてですね、もう一回答弁をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

加山議員さんがおっしゃるようになりますね、例えば、この集落というのはもう小値賀で一つの集落というふうになっております。それで、例えば、前方地区からもそういった代表者に出てもらって、そういう方が役員となっていていろんなその地区で行いたい事業とか、そういったものを提案していただくような形になっております。大きな集落と言いますか、そういう中で、事業としてはですね、展開しておりますので、各、例えば前方地区が小さな集落で独自に事業を行うとか、そういった部分に関しては、現在のところ、なかなか取り組みが難しいというような状況です。

それで、当然、そういった各地区の人たちに十分この事業の内容が理解できていないために、例えば、新たな事業の展開につながっていないんじゃないかと、確かにそういうことはあると思いますが、先ほども言いましたように、役員会とか、そういったものについても担当が、私の方も出来る限り、出席させてもらっておりますが、そういう中でも制度の内容等を説明しながら十分に各小さな地区の役員さんですね、制度を理解していただくような部分についても今後進めていきたいというふうに思っております。

それから、あと一年半ぐらいで一応五年間の交付金事業というのはそこで切れるわけですけども、継続されるかどうかというの、今のところ、まだ未定であります。そういう中で、もし継続されるということであればですね、更にいろんな小値賀の漁業の再生という部分で、もう少し力を入れていかなければいけないかなあというふうに感じはしております。

しかしながら、この再生交付金の事業の趣旨としてはですね、やはり水産業に携わっている漁師の方、そういった人たちがほんとに自分たちの生活、そういうのを守るといような、積極的な取り組みということが求められておりますので、そこら辺も我々としては十分集落の方に伝えなければいけないというふうには考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 最後にもう一点だけお伺いします。

この漁業集落でやるということですね、総事業費が一億五千万ちよつとなるわけですね、五年間で…。相当な金額だろうと思うってすよね。ただ町民の皆さんが「この離島漁業再生支援交付金ってなんじやるかい？」っていう話が多かったですよ。で、五年間で、年間三千六十万で、その五倍すれば、当然一億五千幾らになるわけですたいね。

だから、そういう意味においてもですね、これを有効に使えばですね、いろんなこと出来るわけですよ。ただ、さつき課長が答弁された中でですね、漁師の皆さんも、また地区の集落の漁業者以外の方もこれ参加せねいかんわけですね。そういうふうになつとるわけですから…。そういう中で、皆さん生活がかかつとるわけですから、この中から日当七千円とか八千円出せばですね、みんな出てくるわけですよ。役目とかちゅう考え方やから、みんな生活かかつとるから、なかなか出にくいと…。「日当は八千円、一万円出しますよ。」ということであれば、出てくるわけですよ、皆さん！

町も七百五十万からの金を出しよるわけですから、これはもう税金出しよるわけですから、そういう意味でもつと啓発運動ちゅうか、町民に知らしめてですね、「磯場の磯やけをどがんかしようじゃないか。」っていうことを、町長がリーダーシップとつてですね、是非、これやっていただかんと、このまま放置すれば、おそらくもう何も無いですよ。ヒジキも何も…。

そこら辺の危機感が足らんのではないかなあという気がしております。

もう一回、答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 加山議員さんの言うことはよく解っているつもりでございます。

今後ですね、皆さんと相談しながら、そして多方面に渡つてですね、協力を呼びかけながら是非、そういうことでやらせていただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 私の方からも答弁させていただきます。

漁業集落の活動については、日当等をですね、支払いするようになっておりますので、そういう部分でもですね、漁業者のいろんな参画を促して積極的に今後対応したいというふうに思えます。

それから、町民に対するPR等につきましては、毎年、『おぢか新聞』の中でですね、一面をもらいまして、その前の年

に行った事業の全容については周知をさせていただいております。その中に事業費とか、例えば事業の実績、そういったものも掲載させてもらっておりますので、そういう部分で、議員さんがおっしゃるように「まだPRが足りない。」というような点もあろうかと思いますが、そこら辺は今後考えて行きたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） これは答弁要りませんけど、先ほど、ちよつと言い忘れたもんで一言言っておきます。

これは町長もご承知のとおりですね、この前、県の水産次長の吉塚さんですか、来られたときに言われたことをです、ちよつとここで報告つて言いますか、いいことを言われたもんですから、話をしときます。これは答弁要りません。

本庁の次長の吉塚氏他三名、県北からと本庁からみえました。その中でですね、今現在、壱岐と上五島で公共工事として磯場の再生ということをやつてるといふことと、もう一点。これ、もう重要なことですが、「体制が執れている自治体にはですね、どんどん応援すると。補助金を出すと。」いうことは、この吉塚さんが今度国の方に戻られるでしょうから、「そういう自治体にはどんどん応援する。」ということを言つておられるわけですから、そういう意味においてもですね、体制作りをまず作るということが先決じゃないかと思えます、ひとつその旨、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 第二点は、どうしますか。

では、続けてお願いします。

加山議員

二番（加山雅徳） 続きまして、二点目について質問をいたします。

今、日本中の大半の企業及び個人経営者においては、サブプライムローン等による油の高騰、資材の高騰、食料品関係の値上げなど、企業間競争の激化で、倒産・個人破産・廃業が相次いでおります。

当町の産業においても、大変厳しい状況に追い込まれている状況ではないかと思えます。

町長部局におかれましては、小値賀町が今後自立していくために、いろんな事業を実施し、また今後の計画も立てているのも承知しております。

そこで、本町がこれまで余力を入れてこなかった農水産物の加工についてお伺いをいたします。

今、本町の農水産物においても、燃油の高騰、資材の高騰、輸送問題等で、コスト高に陥っている状況ではないかと思えます。今後は農水産物に対して何らかの付加価値を付けて、本土と対等に競争できる環境を整えていく必要があると思いま

す。また今後、町長の政策の中で、定住・交流人口の拡大を図っていくとのことですが、今の状況では、観光客に対しても十分なもてなしが出来るのか心配されます。そのためにも、今後、加工施設の整備、また冷凍・冷蔵設備の整備など、計画的に実施し、出来ることからしていかなければならないと私は思いますが、その対策について四点ほどお伺いをいたします。

一点目、公共施設で現在利用していない施設を加工場に改修し、企業・個人に貸し出す予定がないかお伺いをいたします。

二点目、急速冷凍システムを、導入する計画がないかお伺いをいたします。

三点目、町の特産品についても加工する施設があれば、土産品の品不足も対応できると思うが、その点についてもお伺いをいたします。

四点目、現在、町が計画中之である『住民参加型まちづくりファンド事業』の中でも出来ると思うが、その点についてもお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わりますが、再質問は、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 農水産物の加工についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、農水産物を始め、いろんな産業分野で燃油高騰の影響を受けており、生産、輸送コスト高は、経営面で大きな負担となり、大変厳しい状況であると認識いたしております。その中で、農水産物を加工することで付加価値をつけて販売を展開して行けば、農水産業の振興はもとより新たな雇用の場の創出にもつながるとは考えています。

一点目の、利用されていない公共施設を加工場に改修し、企業・個人等に貸し出す予定はないか？との質問ですが、基本的には町が負担して、公共施設を加工場に改修し、企業・個人等に貸し出すことは考えていませんが、企業・個人が加工場として活用したいということでしたら、計画内容等を検討、協議して貸し出すことはあるとは思いますが。

なお、旧斑小学校校舎については、現在処分制限期間内で、企業・個人等に貸し出した場合は、補助金の返還が生じてきますので、現状では難しいと考えます。

二点目の、CASシステムを導入する計画はないかということですが、確かにこの急速冷凍システムは、魚介類の鮮度を失うことなく、獲りたての味、鮮度を保持する画期的なシステムとして、各地区で導入がなされているようです。当町での導入を検討した場合、事業主体をどこにするのか、対象となる農水産物、商品をどのように販売、展開して行くのか、様々

な問題が滞積しています。費用対効果の分析を行い、町財政を考慮する必要があるかと思えます。

また、離島漁業再生支援交付金事業の事業主体であります、小値賀地区漁業集落の方でも、CASシステムのことが話題に上がっていると聞きしております。事業を活用しての、先進地研修会や、CASシステムのデモ機を設置し、実際に、商品試作化してみるなどの検証が出来ないかなどの検討もされていると伺っております。現段階では、可能性について、情報収集や実証試験をするなどして、見極める必要があると思えます。その上で、生産者・漁協等とも十分に協議した上で、導入については検討して行きたいと思えます。

三点目の、町特産品の加工施設の設置についてですが、当町を代表する特産品としては、ウニ、落花生、イカの一夜干、スポカマボコ、鯉ナマブリシなどが挙げられるのではないと思えます。どの商品も、期限が限定され、その時期折々の風味を持ち、大変な好評で品不足の時もあることは承知しております。その中で、加工施設を導入して、その生産に当たるには、既存の生産者、加工業者の皆さんと協議していく必要があると思えますし、将来を見据えた場合、落花生等を小値賀の特産品として長く継承して行くには、核となる組織と加工施設が必要だと考えています。そのためには、新たな特産品の開発と販路の確保、拡大が不可欠なものと思えます。

現在、町じげもん振興協議会が、二ヶ年継続で展開しています「おぢかじげもん」のセット販売事業の成果、消費者のニーズ等を十分見極める必要があるのではと考えています。農水産業の振興対策と、新たな雇用の場の創出、事業の費用対効果の分析、検証を行ない、加工施設について議員の皆様と協議して進めていきたいと思っております。

四点目の、『住民参加型まちづくりファンド事業』についてですが、議員がおっしゃるように、町では民間都市開発推進機構の助成金を使って、まちづくり事業を進めようとしております。事業の全体像につきましても、現在、機構と調整中のございますが、承認されますと町に五千万円の助成金があり、それを民間が行なうまちづくり事業のハード部分に使えることとなります。

今後、町の体制整備を行ない、そこで審議・決定が必要となりますが、現段階では、民間での古民家再生による観光活性化事業について準備が進められておりますので、重点的に配分してはどうかと考えているところです。

加工施設を整備する場合は、主体が町か民間かによっても違いますが、別枠で検討しようと思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） まず、一点目の公共施設についてですが、旧斑小学校跡地は無理だということですが、これは冒頭、私が言いました、この地方分権改革推進委員会の第一次勧告の中にですね、ある程度は、この中に書いてある内容を見れば、今後こういう公共施設については、ある程度、地方再生事業とかいろんな事業の中で出来ると思うんですよ。だからそういうことで、大いにこの公共施設の跡地の利用ちゅうのはですね、旧幼稚園の問題も後で出てくるでしょうが、いろんな意味で計画的にですね、もつとやっていかないと、その場になつてから「あーだ、こーだ」というふうな形ではですね、なかなか上手いこといかないことになると思いますんで、そういう公共施設の利用についてはですね、私は斑小学校以外の、旧ターミナルとか、農村婦人の家とか、いろんな所で、加工場としてですね、場所がほしい人もおるわけですから、是非、有償で貸してもいいし…。

ちなみに、話がちよつと飛びますけど、委員会の方で現地に行ったわけですね。納島・大島と。産業振興課の課長と専門幹と一緒に رفتつてますが、その現地の納島地区、大島地区の生の声を聴いてみればですね、非常に前向きな地区と、ちよつと閉鎖的な地区、まあどっちとは言いませんけど、両方あるわけですね。で、当然、前向きな発言もありました。特に、大島地区についてはですね、是非、加工場、カンコロとか何とかをする加工場があれば是非やりたいとか、非常に前向きな意見も出たわけですね。で、ピーナッツについても、それなりの手ごたえありました。納島に行つてもですね。これから先、やり方次第では、納島の人も協力するんじゃないかなあという感じもいたしました。非常にある一線を越えたところは、あんまりいい感じじゃなかったつてすけどね…。まあそれはそれでいいとして、いずれにしても加工場の確保はですね、今後、土産品が少ないとかですね、いろんな問題もありますんで、是非そこら辺は前向きに取り組んでいただきたいと思います。それについて町長の方の考えをお願いいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今の時点での、斑のですね、小学校のあれは今の時点では駄目だということですが、来年からですね、そういう情報は得ておりますが、まだそれがどういうふうになるのかつていうのが今のところ、判らない状態でございます。

それから、旧ターミナルとか、前方保育所等についてはですね、今後、検討させていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） ひとつよろしくお願いしときます。

二点目のですね、CASシステムの件ですが、これは先ほど、町長の答弁の中で、離島漁業再生支援交付金の中でそういう話が出るといふことをおっしゃいましたが、これはご承知だろうと思うんですが、「リースでもいい」ということでございますんで、私も議会全員で研修ですね、実際に行ったつてすよ。佐賀県の呼子までですね。議員皆さん、食べました、これ。で、生のやつと、冷凍したやつですね。もう全然変わらんわけですね。かえってこのCASシステムに入れたイカの方がですね、甘味があつて美味しかったですよ。そういう意味で、これは是非、先ほど言よつた離島漁業再生支援交付金の中で、リースとして入れてですね、一回試しに島内で試食会でもしてすよ、これをやってみたらどうかあという気持ちがあります。

そういうことで、今後、先ほどの答弁の中で、例の、古民家再生事業ですか、そつちの話はそつち置いてつてですね、そういう事業も計画されつていふことであれば、当然、この急速冷凍システムつちゆうやつをですね、入れて、やつぱり旬の魚とか、旬の農産物が出来るわけですから。当然、交流人口が今後増大されるだろうという前提で、こういうCASシステムという画期的なシステムですから、是非これは前向きに事業化していただければと思います。

その点について如何でしょうか？

議長（横山弘蔵） 町 長

町長（山田憲道） 急速冷凍庫の導入についてはですね、今後、「前向き」つて言うたらいろいろ言われますけど、検証実験等を行つて、そして町民の方にもですね、試食をお願いしながら今後進めて行きたいということで、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘蔵） 加山 議員

二番（加山雅徳） 最後にもう一点だけお伺いをいたします。

このCASシステムとですね、最後の、『住民参加型まちづくりファンド事業』ということ絡めてちよつと質問をさせていただきます。

というのは、先ほど、町長の答弁の中でですね、このファンド事業についてはですね、まだ水面下で表に出つる話ではありませんが、ほとんどの、国からの補助金の五千万をそつちの方に使うという考えということですね、町長の今の考えはで

すね…。

だから、これはすね、それが悪いとは言いませんが、ただです。ね、こういう優先順位を私は付けてすね、私はこの古民家よりも、「古民家よりも」という言い方はちよつと失礼ですが、そういう今町民が求める、困っているところ、さつき言いました、手の届かないところ、このCASシステムうちゅうのが約四千万、一番小さいやつで四千万。で、島根県海士町ですか、あそこは四億も五億もかけとるわけです。ね。そういうのじゃなくてすね、四千万ぐらいのやつをリースで借りてでもいいわけですよ。そういうところに今のまりづくりファンド事業の五千万の補助金があるならば、私は使ってもいいんじゃないかということと言わるわけです。ね。で、さつき言いました、離島漁業再生支援交付金ですか、あれでも出来るわけです。ね、これは…。

だから、いずれにしてもすね、あんまり限定しないで、この古民家については今後議会でも議論になるでしょうが、そういう意味でここにちよつと四項目に挙げさせていただいたわけですが…。

そこら辺のことをすね、ひとつ頭に入れて私はこういうせつかくのファンド事業でやろうというならば、そっちの方にも、CASシステムの方にもすね、つながつとるわけです。ね、もうリンクしとるわけですよ、町屋事業と…。当然、交流人口が増えれば、そういう食材も要るだろうし、冷凍システムがあれば旬の物が観光客も食べれるわけですから、そういう意味でリンクさせた中での、このファンド事業の資金をこっちの方に投入させていいんじゃないかと。

で、先ほど言いました、その受け皿がどうか、「どうのこうの」と町長が言いましたけど、そういうある程度のまちづくり公社、仮称、そういう会社を作るのであれば、そこでこういう事業も出来るわけですから、加工場にしてもすね、「あんまり大きく考えないで、そこら辺からの、出来るところから、やっていけばどうですか？」ということを私は言わるわけです。

そういうことで、最後に答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 加山議員さんの意見も解るんですが、古民家再生事業については、一生懸命です。ね、補助金を見つけて、そして「民間でやる場合だったら、補助金を五千万出しますよ。」ということ言われておりますので、この分については、そっくりそのまんま古民家事業で使いたい。まあこれが直ぐじゃなくて一年から三年の間に使えばいいということござ

いますので…。

それから、加工場については、二十一年度ぐらいにですね、産業振興課の方で計上いたすようにいたしております。ただ、どういう加工場を作るかというのは、これはまた皆様と話し合いながらですね、アンケートもとりながら順番を決めてですね、やらなければいけないというふうには思っております。

以上です。

議長（横山弘藏） 四番・小辻隆治郎議員

四番（小辻隆治郎） 私は、旧野首教会の世界遺産の指定に向けての取り組みについて質問したいと思います。

旧野首教会は、平成十九年に『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』と、そういうテーマの下に世界遺産の候補となりました。このテーマの底に流れる考え方の特徴は、一五四九年、フランシスコ・ザビエルによってキリスト教が布教されて以来、その繁栄、迫害、潜伏、復活の過程の歴史が世界でも類例がないということによるものであります。このことが世界遺産の候補に推挙された理由でもあります。旧野首教会の建立もキリシタン解禁後とはいえ、元はといえば迫害によるものと言えます。寛政十年、江戸時代ですけれども、一七九八年に二組のキリシタン信徒が大村から迫害を逃れて野首に移住しました。そこで生活を始めたことから、野首の歴史が始まります。それから百十年後、教会の建設には野首の人たちの日々の辛苦、努力、苦勞があったことは想像に難くありません。野首教会の建設が完成間近に迫った頃、その工事をしていった人が、野首の人々の暮らしぶりを見て、果たして当時の金で『三千円』という大金を払えるのかと、そういう心配もしたという話も残っております。それほどの貧乏生活だったんだろうと思います。そして、それに耐え偲び、貧乏生活を支えたのは、野首の人たちのキリシタンとしての信仰心が故ということであります。長崎の教会群は、いずれも野首の教会歴史の精神面と相重なることで共通性がございます。

ところで、旧野首教会が仮に世界遺産として正式登録されれば、観光産業への波及など、地域経済の振興にも大きな役割を果たすと期待されます。事実、この二〇〇七年七月に、世界遺産に正式登録された島根県の『石見銀山』を例にとると、このことが如実に現れております。例年、二十五万人ぐらいだった観光客数が、暫定リストに登録され始めてから上昇し始め、今年度は三十五万人を超え、二〇一一年度には四十五万人に達するというような予想までできております。そのため、地元への対応が後手にまわったと、そういうような状況だと聞いております。旧野首教会を含む教会群の世界遺産登録は、観光

産業育成に取り組み、この長崎県全体の浮揚に繋がることであります。

更に、石見銀山の世界遺産登録に至る経緯に興味深い事実がございます。石見銀山は、ただ坑道が多数あるのみで、それ自体を見ると、「どうしてこれが世界遺産なのか？」と言う人もいるくらいのものですが、当初、石見銀山の世界遺産登録には、「登録延期が適当」という意見が審議会の中でも多かつたということでもあります。これが逆転登録の決め手となったのは、環境を壊さずに坑道を掘り続けたところにあるということと場所です。つまり、従来だと鉱山の採掘は山を崩したり、森林を伐採するなどして、どうしても環境の破壊を伴います。環境に配慮した生産方式が決め手になったということでもあります。更に、その上に周辺の町並み景観とか、その日常的な維持、保護も審査対象となっております。旧野首教会を世界遺産登録とするために、石見銀山はいろいろ示唆に富んでおります。これらのことを念頭に入れれば、景観対象区域は、野崎島に止まらず、小値賀の本島や他の島々にも波及するのではないかと考えられます。小値賀の人々の生活、即ち、文化的景観や、自然景観がすべて対象となりうるのではないかと、そういうふうには思います。

そういう意味で、小値賀を再認識して小値賀に住んでることもっと自信と誇りを持ってよいのではないかと、そういうふうには思います。世界遺産の大前提にはその保護にあります。小値賀の文化的景観にしろ、自然景観にしろ、良いものは徹底的に残していくということが今後の課題ではないかと思えます。

野首の人たちの信仰心の結晶である旧野首教会や、他の建造物の文化・歴史を大事にする一方で、今後、我々が生活していくべき小値賀の魅力とは何か、文化的景観の維持保存、発信するためには何をなすべきなのか、そのことを継続的に考えていく必要があります。その先鞭となるような世界遺産登録について、三点ほどお伺いします。

まず一点目は、世界遺産の指定に向けての今後のスケジュールについて。

二点目、県・町の役割はどうなのか。

三点目、景観条例についてお伺いします。

再質問は、質問者席より行いたいと思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一つ目の、世界遺産の指定に向けての今後のスケジュールについてでございますが、平成十九年二月、世界遺産暫定リストに掲載されてから、まず長崎県が、平成十九年十月、県と五市二町からなる「世界遺産登録推進会議」

を設置いたしました。

当町においても、同年十月に町長を議長とする「小値賀町世界遺産推進会議」を設置いたしました。

県は、平成二十一年七月に文化庁へ世界遺産登録の申請を提出する予定で進めているとのことですが、当町でもそのスケジュールに沿って準備を進めているところです。

当面、規則等の整備をする必要があり、景観法に基づく景観条例を作成する必要があります。前段部分として、景観条例を作成するための「景観行政団体」の指定を本年八月に受けております。今後は、景観条例の策定に向けて作業を進めて行く予定です。

また、教育委員会では、文化財保護法に基づく、「重要文化財景観」の地区指定や「保存計画策定」に向けて、専門家による文化的景観調査専門委員会を設置し、文化的景観を構成する資産調査を実施いたしております。

二つ目の、県と町の役割分担についてでございますが、基本的には候補地を抱えている市町が、条例等の整備をする必要があります。県は、該当する五市二町から提出された関係書類を取りまとめ、文化庁へ提出することになるかと考えております。

三つ目の、景観条例の施行についてでございますが、景観条例に関する主務課は、建設課といたしております。条例作成等、建設課だけで出来るものではないので、関係各課が協力して行うこととしております。

景観区域はどこに設定する予定かということですが、景観条例を作成する中で、有識者による協議会を設置するようになるかと考えます。また、教育委員会で設置されている専門者会もあり、そのような中で検討されるかと思えます。

町民への周知については、世界遺産への登録が、町民の方々の生活への影響について、私共も検討しなければと考えております。そのことを踏まえて、なるべく判りやすいパンフレット等を作成し、町民の方々へ周知したいと考えております。以上です。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） まず、お伺いしますけれども、世界遺産の対象となるのは、目下のところ、野崎島の野首天主堂、その周辺地、所謂、「コアゾーン」という場所ですけども、そもそもこの一般質問を私がしたのはなぜかと言うとですね、先だって二月にアレックス・カーさんが小値賀で講演をなさいました。その講演の中でですね、今のまま小値賀の町並みをほっ

たらかしておく、この何年かの内で昔の素晴らしい景観は無くなってしまうと、もったいないではないかという話が発端でした。その際に、私も景観条例について、そしたら、もう作らんばいかんのかなと、そういうふうに思っておりました。ところが、たまたまこうして野崎島の世界遺産について勉強しておったところ、景観法に基づく『景観条例』というようなものが出てきました。というのは、私が二月の時点で景観条例を提案しても、仮に条例が出来てもそれには強制力がないということでした。

ところが、この七月ですかね、小値賀町は『景観行政団体』となって、この団体が作った景観条例は、景観法に基づき、強制力を持つというような形に変わっております。ということは、小値賀町も景観計画を作って、その景観区域の町民に対して多少の強制力、例えば、建物高さ制限とか、色彩の問題、或いはいろんな玄関、入り口の意匠と言うか、模様と言うか、そういう間取りの問題とか、そういうものについて行政が介入できるというような私権を制限するような形になっております。

そういう意味です、これはちよつと大変な問題だなと思って、この一般質問になったわけですけども…。

まず、野崎についてお伺いします。

まず、コアゾーンである野崎の教会とその周辺、「バッファゾーン」と言いますが、バッファゾーンの中にですね、前言った野崎ダムの残土が盛り上がりつつある所がありますけども、これが文化庁から少し懸念されるという意見が出ております。これについてはどう処理したんでしょうか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 二月の、アレックス・カーさんとのあれは一緒に私も同行して、さつきコアゾーンとか何とかというところで話をしたことがあります、先ほど言いました景観条例団体は七月じゃなくて八月になっております。

それと、先ほど、野崎のですね、残土の処理が文化庁の井上審議官が小値賀にですね、お見えになって、「長崎県の中の世界遺産暫定リストの中で、小値賀の野首教会が一番素晴らしい。」というお褒めをいただいた後で、左側に大きくかぶさるように残土が今あっております。一応、県の水産部長ともいろいろ話をしてですね、ビニールシートというのですかね、紫の…。その部分については、一応撤去して自然に戻して、それからどうなるのかということを検証したいと。それはまた文化庁が来て「どういうふうにしなさい。」ということは、まだはつきり言われてない状態でございますので、今の現状で

はですね、ビニール類は全部撤去して、そして今自然のままにしているということでございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） そうすると、そのビニールシートですかね、それを撤去すればいいということなんですか？

前はその残土を処理するのに何億もかかるといふ、そういう話でしたけども…。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 一番いいのは、小値賀に残土を全部持ってきてという話もあったんですけど、それはちよつと出来ない相談ということで、まず段階的にやろうということでございます。

ただ、今、コアゾーンとか何か言われておりますが、野首だけでなく、野崎も入れて、そして前方の地区もですね、入るんじゃないかというふうには聞いておりますが、これは各専門の先生たちがですね、どうするのかというのはある程度は出てくるかと思いますが、その中で残土の処理についても、どうした方がいいということは出ると思っております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） それならちよつとお伺いしますけども、今、バッファゾーンですかね、その中にですね、前方地区が出てくるかというふうな話になっております。私の聞いたところですね、前方地区ばかりでなく、小値賀島の本島、或いは属島までもすべてバッファゾーンではないかと、それが世界遺産の対象になるのではないかというような意見も出てますけども、これについてはどうお考えですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） この件についてはですね、教育長の方がちよつと詳しいようでございますので、教育長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 教育長

教育長（巖 充也） 私の方からお答えをさせていただきます。

町長の答弁の中に、教育委員会で管轄する『文化財保護法』に基づく重要文化的景観に関する専門者会を作っております。これは、大学の教授等々で約十名程度で作っている組織でございます。その中に、当然、地質に関するものとか、歴史に関するものとか、いろんな方の専門者の中で構成されている組織でございます。基本的には、この中で、小辻議員がおっしゃっている文化財保護法に基づく重要文化的景観というものの指定及びその保存方法等を専門者の中で検討していくと。

で、それを踏まえて、景観条例の中で今後小値賀としてどういう規制をかけていった方がいいかというふうな運びになるうかと考えております。その中で、今の国の文化庁から来られた専門家の話の中では、小値賀の場合では、今世界遺産の登録に向けての流れの中では、小値賀を考えた場合は野崎だけを世界遺産として登録するよりも、小値賀の場合はご存知のとおり、『国立公園』というふうにもなっておりますので、それから野崎だけの島というだけではなくて、小値賀の本島、それから属島を含めて、まだまだ自然が非常に残っているということの評価されておりますので、こういうものを含めて小値賀の場合は、すべてを指定の中に入れた方がいいんじゃないかという意見は何っております。

それは踏まえて今度専門者会議の中でいろんなご意見を伺って、それから当然条例を作る中では議会の方へ提案しますので、そういうものを含めて今後皆さん方も協議をしていきたいと。当然、町民の方たちにも『規制』という網が入ってきますので、理解と、条件によっては協力の依頼もする必要があるうかと思えます。

以上です。

議長（横山弘藏）

小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 専門家を含むいろんな委員会の中で小値賀の本島、或いは属島が文化的景観の中に入れていくということですけども、今後ですね、小値賀町が、今さっき言ったように、もし野崎が世界遺産に登録されればですね、野崎ばかりではなくて小値賀本島にもいろんなお客さんがいらっしゃいます。そのことが一つの世界遺産の登録の側面ではなからうかと、そういうふうに思いますけども、もしそうなった場合にですね、小値賀の『まちづくり』ということを本気に考えていく必要があると思います。佐世保とか、上五島、そして平戸のスケジュール表を見たところですね、なかなか今年の五月ぐらいから、「そういう作成をしてくれろ。」というような話で、急な話になっております。新上五島町にしろ、平戸・佐世保についてはですね、委員会も作って、所謂、委託という形で、そういう専門家に任せているそうです。

今後、小値賀の場合にもそういう形になるとは思われますけども、ただ町長としてはですね、ある程度どの区域を重要文

化的景観にするのか、そういうことも念頭に置いておく必要があるんじゃないかと思えます。

その辺についてはどうお考えですか？

議長（横山弘藏）

町 長

町長（山田憲道） 文化的景観とか何とかがついていることを念頭にいうことでございますが、「どこをするのか」というのは

ですね、私たちが決めるのではなくて、専門家部会で小値賀の中の文化財をですね、どのような位置にするのかというふうになるかと思っております。

そういうことで、私が「どこをどう」ということじゃないとは思っておりますが、一応今、専門部会がやつと開かれたところでございますので、その点はですね、また文化的景観条例については教育長の方に答弁をさせます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 私の方から幾つかお答えします。

一つは、重要文化的景観、このことについては私どもの専門者会議の中でそういう区域の指定とか、その保存方法等のいろんな考え方は専門者の中から作成しておこうと考えております。

で、そういうものを踏まえて建設課が今回、景観法に基づく『景観条例』を作って、その保存については、その条例で規制をしていくという考えで進めていく予定でございます。

もう一つはですね、これは例の『平泉』の話は一つ出てまいりました。で、今、ユネスコの方で世界遺産へのですね、登録について非常に条件が厳しくなってきたというのの一つの流れがあります。と言いますのは、今年の一月ですか、ユネスコの株組織である『イコモス』という組織がですね、野首の教会に視察に来ました。イランの方とか、そういう専門の方が何名かいらっしゃいました。その中で、私どもも平泉の話はまだ来ておりませんでしたので、その当時はまだまだ世界遺産に向けてのユネスコの考え方というのが解っておりませんでしたので、割りと県の流れに沿った行程で考えておりました。で、そのときにイコモスの方たちのお話の中でも、野崎の教会だけ、若しくは野崎の島だけということではなくて、小値賀の今の自然の状態、これは世界遺産の中に文化財的なものと自然遺産というものがありますので、小値賀の場合、今回は文化的遺産ということで載つとりますけども、「そういう自然も極力残してほしい。」という、ユネスコの人たちの声も聞いております。

で、その後、その平泉の話が出てまいりました。ただ、そういう条件が厳しくなったことは、当然踏まえておいて対応する必要がありますと…。その中で、やはり小値賀が今後これだけのものをですね、先祖から築き上げてきていた、そういうものをですね、後世にどうやって残していくかということですね、まず第一点に考えて、次にそういう文化的遺産をですね、大いに活用するという方向でこの取り組みを進めていくべきだろうというふうには考えております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十九分	—
—	再開	午後	一時	三十分	—

（代表監査委員入場）

議長（横山弘藏） 再開します。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） スケジュールのことについてお伺いします。

県に提出する『申出書』、これがおそらく六月末ぐらいというふうに思います。それを取りまとめ県は国の文化審議会に、またこれを提出すると思うんですけども、逆算してですね、六月の末頃ちゅうとは間違いないですか？教育長。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 県のスケジュールが具体的にまだ五市二町の方へ示されている状況ではないんですが、今の時点での、県の説明はですね、やはり七月に文化庁へ出したいというスケジュールは変わっていないというふうに聞いております。それを踏まえたときに、景観条例そのものを作るタイムリミットというのは、来年の六月議会が最後だろうと思います。

ただ、私どもも、ギリギリまで作るというよりも、可能であれば、早い段階で整理、できればそのようにしたいとは考えておりますが、県もまだ具体的にスケジュールが決まっておりませんので、今のところは、私どもが聞いているのは七月に出したいという、そういう状況でございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 佐世保とですね、平戸は七月になっております。ところがですね、聞いたところによると、長崎は再来年の一月、そして新上五島町もこのスケジュール表によればですね、どうも提出は一月三十一日締め切りというよう形になって、何かバラバラみたいなところがあります。ただ、情報を得たところによると、今言ったように、六月いっぱいまでというような小値賀の方向のようです。

とするとですね、条例案ですから、議会の承認を得る必要がありますので、六月か、或いはその前の三月かということになります。そうすると、その前にですね、遡っていきますと、例えば、景観区域を決めてそこに私権の制限を伴うということになれば、説明会を開いたり、或いは公聴会を開いたり、そういうような活動もしていかななくてはならないと思います。

そしてその前にですね、まず計画を決めて、そして景観区域をどこにするのかというような形で知識人を中心にした委員会で決めていくんでしようけども、その合間にですね、そういう説明会とか何とか、あとはアンケートとったりとか、いろんなことが必要になってきますので、非常に切迫した状況の中で行われます。そういう意味ではですね、今後の進捗がスムーズに行くような形でやってみていかないと、なかなか結局今度は取りまとめたり、或いは地元との協議で遅れるとか、或いはその景観にそぐわないやつはどうするのかとか、いろんな問題が出てくると思います。そういう意味ではですね、なるべく早い取り組みをしていかないと間に合わない、そういうふうに思いますけども、これについては如何ですか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 今、小辻議員のご指摘のとおり、確かに時間的な分は厳しい分があるかと思えます。それを受けて今回、景観条例に関する補正予算を提案してございますので、当然、議会の承認を得ないと、その動きがとれないということもございます。

それから、これは五市二町での『連絡会議』というものを、これは実務的にですね、五市二町の市長・町長、首長の会議を七月三十日付で立ち上げました。これは、県がそのメンバーに入っておりますが、必要があれば県も入ると。ただ、実際に担当している五市二町がですね、連携を取り合っておりまして、長崎市の市長が一応議長になって、その会議を立ち上げております。ですから、そういうものでお互いに担当者同士の会議をやったり、情報交換したりということ、ほとんど具体的な作業に入っていないかざるを得ないというふうに考えております。

それから、先ほど話しました、例の『平泉』の話が出ておりました、この動きが私どもも見えませんが、それについては、私どもの市町で判断するのではなくて、当然、長崎県が国とのやり取りの中でやるべきだというふうに聞いております。

で、先日、担当者から、県の方との会議の中で聞いた話では、県の知事が一応会議の長になっておりますので、県知事がまだ方針を変えていないというふう聞いておりますので、長崎県はまだ来年の七月に出すというスケジュールを変えてないというございます。私どもも一応その県のスケジュールに沿って作業を進めていこうというふうには考えております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 解りました。

五市二町で歩調を合わせてということでしょうけども、それぞれの立場・立場でいろいろ遅れたり、進んだりということ

があるそうです。ただ、文化庁の調査官に聞いたところによると、なかなか小値賀とか平戸の場合には、基礎がしっかりしているの、早いのではないかなと、そういうような意見も聴いております。そういうのを踏まえてですね、できるだけ他に遅れをとらないような形でやってもらいたいと思います。

最後にですね、町長にお伺いします。

こうやって仮にですよ、私権の制限を伴うというような形のまちづくりということになればですね、非常に町としての考え方というか、これは強制力を伴いますからですね、しっかりしたまちづくりの計画というのも作らんばやろうと思うんです。そういう意味で、その辺の対応をですね、しっかりととっていただきたいというふうに思いますけども、それについてはどうでしょう。最後にお聞きします。

議長（横山弘藏）

町 長

町長（山田憲道） 景観条例等がですね、出来次第、町民の皆様方には説明会ということではなければいけないというふうには思っております。

そういうことで、どういう地区がですね、どういうふうになるのかというのは今の段階では判りませんが、周知徹底をして、そしてよくですね、皆さんの意見を聴きながら説明会をしたいということで、それは是非させていただきます。思っております。

議長（横山弘藏）

次に、一番・宮崎良保議員

一番（宮崎良保）

私は、小値賀町の教職員住宅と町営住宅の現状及び将来の計画について伺います。

学校現場では、長年にわたり研究・試行が続けられ、小中高一貫教育がいよいよ四月から本格実施となりました。保護者のもとより、町民はその成果に大いに期待をしております。

七月の、北松西高校の甲子園長崎県大会でのベストエイトの活躍や、全国学力調査において優秀な成績であったのも一つの、その成果だろうと心からお慶びを申し上げます。

しかし、研究発表を聞く限りでは、校舎の問題、先生の乗り入れの問題等、まだまだ問題が残ったままの実施であり、現場には、少なからず戸惑いもあるかと思えますけれども、とにかく始まったのですから、今後はあらゆる角度から、小値賀町を挙げて問題点を早急に解決し、支援と協力をしていく必要があると思われれます。また、この小中高一貫教育の推進は、

教職員の労力と熱意に負うところが大きく、如何に効率よく活動を進めるかについて工夫が必要です。

そこで、現場で頑張っておられる先生方の生活環境、特に住宅事情について、またそれに関連して、小値賀町全体の住宅政策をお伺いしたい。

まず、小値賀町立の小学校・中学校の教職員の住居の状況についてお伺いをいたします。

教職員住宅入居者・自宅通勤者・民間住宅借り上げ者・教職員住宅の空室、それぞれの数値をお知らせ下さい。中村には下水道工事が未施工の、かなり劣悪な環境にある教員住宅が残されております。今後の計画はどうなっているのか、今後の策定があれば、それをお伺いいたします。

関連して、北松西高等学校は今年からの電子情報科の廃科に伴い、教職員の減員がなされ、高校教職員住宅の空き部屋も相当出ているのではないかと思われませんが、その状況はどうであるのかお伺いをいたします。今後、高校の余剰宿舎はどうするのでしょうか。以前には、県と町との間で交換され、現在は町営住宅として利用されている住宅もあります。余っている県の教員住宅の再利用を、県に依頼するつもりはないのかお伺いをいたします。総合的に判断をいたしまして、町立学校の教職員住宅が十分に足りているのかという、お考えはどうかお伺いをしたいと思います。

次に、町営住宅についてですけども、このところ、平成十七年度から、みなと団地九戸、十八年度小浜団地に隣接する用地に四棟十六戸、十九年度も新小浜団地と次々に新築をされています。

このような状況の中、今年度は民間が建設した、築五年を経過している、言わば中古木造住宅を購入しようとしております。また先ほど述べました、以前に高校と交換した住宅など合わせると、小値賀町全体で町が管理運営する住宅の戸数は、いくらで、そのうち空き住宅は何戸でしょうか。町民の希望する賃貸住宅は十分足りているのか。それとも、これからも建設の必要性があると考えているのか、町当局のお考えをお伺いしたい。

反面、昭和に建設した教員住宅・町営住宅の相当数は取り壊されることなく、現在も残ったままであります。これ等の下水道が未設置の住宅について、現在入居している方の疑問に答えるためにも、これからの利用について、今後取り壊していくのか。または、修理をしながら他に転用していくのか。または、個人に払い下げるのか。いろいろの方策が考えられますけれども、どうして行くつもりなのか今後の計画を明らかにしてほしいと思います。

また、下水道に関連をいたしますが、下水道が設置されていない住宅を改造し、下水道を設置した場合、民間で言えば、

必ず家賃の値上げと思われる。小値賀町は財政改革の最中にあり、収入の確保に努めておりますけれども、教職員住宅も含めて、家賃の見直しをするつもりがあるのかどうか、あるならいつするのか、その実施する月日をお伺いしたい。

民間住宅の買い上げについて、今まで前例がないようですので、改めてお伺いをいたします。不動産鑑定士に依頼したのかも含めて、購入価格はどのような方法で決られたのかお伺いをしたい。土地と住宅が別々の例が町内にあるのでしょうか。もし、払い下げでもすることになれば、支障をきたすことになりますので、土地も一緒に購入すべきではないでしょうか。町当局の考えをお伺いいたします。一般住宅としては、かなり高く家賃設定がされておりますけれども、民間では五年も経過したら下がるといのが相場のようなようです。現在の居住者の家賃は、町が購入後も据え置きとなるのかどうか、併せてお伺いをいたします。もし、町の買上価格なら、自分が買いたいという現在の入居者がいたら、払い下げの可能性はありますか？町の買上予定価格を公開し、購入者を募集したらどうでしょうか。個人所有になれば、固定資産税が町に入るようになります、貴重な財源が増えるではありませんか。

また、今回のような、民間中古住宅購入のメリットは余りないように思うのですが、メリットは何でしょうか？今回の中古住宅の買い上げは、事前の情報公開もされず、何かと疑問点も多く、不公平感もありますので、私自身は止めるべきだと思いますけれども、今後、民間住宅の買い上げはないのか、今回限りか、確認をしておきたいので、お答えをお願いいたします。所有者が町外へ転出し、住居者がいない一般の住宅の中には、今後の利用計画もなく、近所に迷惑をかけるので、今のうちに町に寄附したいと考える人もいます。

次に、その土地家屋の無償寄贈の申し込みの件でお伺いをいたします。

最近、寄附を受け入れた物件があるかを含め、現在はどうなっているのかをお伺いします。その時その時、また条件で町としての対応が異なることがあっては不公平と考えますので、「受けるか・受けないか」の許諾の大まかな基準をあらかじめ文書で定めておく必要性について、当局の考えをお伺いいたします。

私は、先月より 教員住宅や町営住宅をくまなく見回りました。中村の三本坂の教員住宅や、延命寺横の高校の教員住宅など、かなり空き室があります。また、町営住宅におきましても、旧小浜町などは、かなり荒廃しており、今手入れをしないと住めなくなってしまう。これらを今後どうのようにするか、計画を早急に策定する必要があると感じました。解体するのは簡単ですが、上下水道の完備をすることで、まだまだ使用出来る物件だと思います。今後の調査や利用計画な

どを策定し、町民がより有効な利用が出来る方法の策定をお願いして、最初の質問を終わります。

なお、再質問は、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 小値賀町の教職員住宅と町営住宅の現状及び将来計画についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、教職員の住居状況についてでございますが、現在、教育委員会が管理している教職員住宅は、中村住宅十戸、松香丘住宅二戸、大島住宅四戸となっております。入居状況は、中村住宅十三戸・空き家一戸、松香丘住宅一戸・空き家一戸、大島住宅三戸・空き家一戸の状況です。

二点目の、現在町が管理している町営住宅の概要についてでございますが、公営住宅法の適用を受ける町営住宅は七十三戸でございます。入居状況は、ストック改善事業により、リフォームを計画して入居者を募集していない住宅を除けば、満室でございます。

三点目の、教員住宅・町営住宅の今後の利用計画についてでございますが、昭和に建設された教員住宅は、中村住宅四戸、松香丘住宅二戸、大島住宅四戸となっております。中村住宅四戸が下水道未設置となっております。

公営住宅の解体でございますが、本年度当初予算で解体費用を計上しております。また、公営住宅の下水道への接続でございますが、先に答弁しましたストック改善事業により、本年度着工の予定でございます。

四点目の、今後の公営住宅としての民間住宅の買い上げでございますが、来年度以降の買い上げは予定しておりません。五点目の、土地家屋の無償提供につきましてでございますが、「小値賀町老朽危険空き家対策事業実施要綱」を策定いたしております。土地家屋の無償提供につきましては、実施要綱に基づきまして対応していきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 宮崎 議員

一番（宮崎良保） 下水道が整備されていない住宅については、本年度ストック改善事業で着工するというところで伺いをいたしましたけれども、町の管理する施設の下水道を率先してやっぱり進めるべきであると思っております。

今後はですね、年次計画を立て、順次、改造してほしいと思えますけれども、まだ未着工、また計画のない住宅については、町長はどうお考えでしょうか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 町営住宅の分はですね、今度ストック改善事業で予算を上げたということで、解くのもありますけれども、リフォームをしてですね、バリアフリーで下水道を付けるということでございます。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 改造したその家はですね、現在の家賃でいいのかどうか。また、家賃を高くするのかというのは、どうお考えでしょうか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 各住宅関係の話ということのようでございますので、この件については、建設課長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

平成十六年度にですね、同じくストック改善事業で水ノ下団地をですね、下水道を接続しております。そのときがですね、八戸で二百九十四万円、一戸約三十七万程度で出来ております。

勿論、家賃算定ですね、その改装費の分を加えて家賃算定するわけでございますが、上がった家賃が百円でございます。で、これがですね、南川住宅と他の住宅についても同様のことが言えるかと言ったらですね、これはまだ積算しておりますので、ちょっと不明なところです。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 家賃もそうそうに高くないように設定してもらいたいとは思いますが、町の収入を考えるとですね、やはりこういうような家賃収入の適正な設定が必要かなあという考えもいたします。かなり、こういうストック事業においてもですね、お金がかかります。そういうのをやって尚且つ、ちよつとした程度の家賃の上げではなかなか改修も難しいと思いますので、その辺よろしくお願いをいたしたいと思います。

で、小浜町ですね、取り壊しの件なんですけども、これも年次、取り壊しを進めていかななくてはなりませんけれども、跡地の利用についてですね、例えば、西町の住宅の跡地のようですね、草ボウボウではやはり周りの民家さんにも大変ご迷惑をかけることだと思いますので、その売却も含めて十分にですね、検討し、その空き地の有効利用を考えてほしいと思っておりますので、その点、町長どうお考えでしょうか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 小浜町の分については、まだ解体はしていないということで、その件については、まだいろいろ公園するのですね、何にするのかというのは地区の方たちと話をしながら決めるといふことですが、西町住宅につきましては、下の子供たちの遊び場に警察が建つと、その後、下ですね、遊具とかいろいろの分野については全部上に上げて、そして今、ちよつと下の方があんまりよくないということで、砂を入れて子供たちが遊びやすいような環境づくりを来年から進めるといふふうには考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） それでは最後に、住宅の土地の寄附の問題についてご質問をいたしたいと思います。

噂では、柳田町の土地ですね、養寿園の隣の土地を何か寄附するか何かというふうな噂を聞きました。この利用計画もないんですね、寄附を受け入れたら、後の管理がほんとに大変だろうというのは感じます。多分、あそこを壊すとすれば、一千万程度のお金がかかるんじゃないかと思っております。せつかくの好意を無駄にしないためにもですね、これらの、寄附したいという方の『要綱』を作成するよう、町の方でお願いをしたいと思っております。

また、その辺の情報についてはですね、早めに議会にでもですね、情報の公開をお願いできればと思っております。以上です。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 要綱等につきましてはですね、私もちよつとしか見てないものですから、建設課長に、その件については答弁させます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

小値賀町の『老朽危険空き家対策事業実施要綱』、これは策定しております、新年度予算ですね、この空き家対策の事業費をですね、予算計上してございます。当初予算で…。

これはですね、国土交通省の、地域住宅交付金、これは提案型事業ということで、小値賀町の方がですね、まず、この実施要綱の目的を挙げまして、国交省の方をお願いしたんですが、それで予算が計上されまして内示が着ております。

この目的がですね、「防災、防犯等の住環境の向上を図るため、町内において長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽・危険空き家のうち、所有者が本町にその建物及び土地の寄附等がなされたものについて、当該建物を除去する事業を実施することにより、町民の安心と安全を確保し、環境整備等の推進に資することを目的とする。」としております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	五十八分	—
—	再開	午後	一時	五十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

町長（山田憲道） この件につきましては、尼忠さんの方から「寄附をしたい。」という申し出は出ております。

そういうことで、この解体費用についてはですね、先ほどから言っております、地域住宅交付金の中で、解体をして整地をしたいということまで…。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 二番目としまして、教育関連施設の今後の有効活用と利用計画についてお伺いをいたします。

先日、中国で発生をしました、四川大地震及び岩手宮城内陸地震と大地震が続き、関連して教育施設の耐震性が問題視されております。町内の教育関連各施設の耐震度と耐力度及び今後の利用計画についてお伺いをいたします。

小値賀小学校と中学校の施設は、小中高一貫教育との関連があり、町当局でも、経費の面や運用面とあらゆる方向から検討が進められていると思います。先の、中国四川大地震及び岩手宮城内陸地震のこともあり、昭和四十年代に建設された、老朽化した現状を絶対安全だと言いつけることは出来ないと思います。国も従来の補助率を見直し、補修に全力を挙げる方針のようですが、小値賀町の対応策についてお伺いをいたします。

校舎は大丈夫なのかということで、PTAも承知しておりませんので伺いますけれども、小学校・中学校及び大島分校の耐力度調査の結果を個別に具体的にお知らせしてほしいと思います。関連して北松西校の耐力度の数値、高校は、ある程度調査も済み、改修予定年度があるかも知れませんが、それも併せてお願いをいたします。

いずれも現在の校舎を使用していくには、耐震補強工事が必要ということになると思われます。補強するのか、新築する

のか決断をしなければなりません、現在どういう問題があり、その対応策をどこの部署で考え、検討がどのように進んでいるのかをお伺いをいたします。

校舎をどうするかを考える上で、費用・場所・利便性・安全性・将来性など、多くのことを総合的に考えなければならぬと思いますけれども、今、世間で言われている高校敷地に校舎を建設することは、後年に憂いを残すものだと考えます。

しかし、三校一体の校舎にすることにより、乗り入れ授業や打ち合わせの移動距離が大幅に減り、一貫教育がやりやすくなるなど、メリットも多くあると思います。しかしその反面、校舎や運動場や体育館との関連で、道路をまたいで分離することは、都会で土地の確保が困難であるならいざ知らず、やっつはいけないことだと思いますので、そのメリット・デメリットを含めた当局の検討結果をお伺いをいたします。

冒頭申し上げたように、小中高一貫教育にとっても学校環境を整備し、また教職員の環境整備も必要なことは、関係者は気づいておりながら、今日まで放置してきたものではありませんか。大地震以来、国も校舎の安全性には、必要性を認め、補助率を拡大しておりますけれども、今から計画を立て、申請するところには、全国から要望が相次ぎ、長崎県での順番も下がるのではないかと余計な心配もしております。調査研究の中で、施設整備が遅れることにより、せっかく小中高一貫教育に結集された小中高の教職員の熱意が薄れて行くということが懸念されます。

そこで、いざ決断が必要となりますけれども、その時期はいつになるのかお伺いをいたします。

次に、斑小学校について、廃校後の利用計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

災害対策で避難場所となつていられると思えますけれども、現在もそのままなのでしょうか。老朽化した校舎・体育館を台風や地震の避難場所にするのは、かえって危険ではないでしょうか。人が住んでいない住宅・利用していない施設は、適正なメンテナンス・補修をしなければ、あつという間に老朽化が進み、いざ使用するときになって莫大な費用が必要となります。是非、今後計画を立てて、使用しなくなった施設の管理にも十分に万全を期すべきだと思いますが、当局のお考えをお願いします。

次に、学校給食の必要性についてお伺いをいたします。

佐世保市では、従来の方針を大きく転換し、給食センター方式による学校給食を始めています。当町においても、保護者からの要望もある給食について、食育の必要性が増してきている現状や地産地消の推進を踏まえ、学校給食を始める

べきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

いざ始めるとなると、施設の整備や要員の確保など、多くの問題点が生じ、大変な作業ではありますが、現在までの検討状況があればお知らせ下さい。せっかくの小中高一貫です。高校についても給食を始めるよう働きかける必要があると思いませんけれども、その点はどうお考えでしょうか。町内には、診療所や福祉センター、保育所など、各施設が個別に給食施設を持ち、保育所などは、一部は老朽化している施設もあるようですけれども、この際、統合は考えないのかお伺いをいたします。

最後に、なぜこのような質問をしたかと言いますと、第一番目の質問の要旨にもありますように、計画が突然予算化という形で議会に数日前に唐突に提案される、こういう状態がいつまで続くのかという危惧があります。

施設の問題は、いろいろの観点から検討・調整をすべきで、例えば、町全体を考え、給食施設を新たに作るのか、小学校の給食室が再利用できるのか、いや高校にも利用できる施設があるとか、多くの情報を町民や町議会に事前に提供し、町民の知恵も借りながら、無駄のない、効率的な行財政運営が求められていると思うからであります。

住宅問題でも、これからの利用計画を明らかにしたら、中には、自分で買い受けたという住民も出てくるでしょうし、町外の人でも購入希望者が出てこないとも限りません。今後一層の経営努力を当局に求め、二番目の質問を終わります。

再質問は、質問者席から行います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 教育関連施設の今後の有効活用と利用計画についての、ご質問についてお答えいたします。

教育施設の耐力度については、平成十八年度に小学校・中学校を実施いたしました。結果は既にお知らせしているとおりでございます。

耐震度につきましては、今回の補正予算に小値賀小学校と大島分校の耐震診断調査を計上いたしております。今後のことを考慮して、中学校の耐震調査は予定いたしておりません。中学校は、昭和四十から四十二年度の三カ年で建設、大島分校は、昭和四十三年九月建設で、小学校が、昭和四十五から四十六年度に建設されており、いずれも昭和四十六年度以前の建築基準法を基に建設されております。

今回予定している耐震診断結果を見て、今後検討して行きたいと考えております。

斑小学校は、平成十九年三月末で廃校いたしております。平成十九年度に、教育財産から普通財産へ用途変更をいたしております。

学校給食については、将来児童・生徒数や、新たな施設の建設等を考えた場合、財政負担が大きくなることが予想されます。保護者の方が負担する給食費と、維持管理・運営費に要する経費との差が多額となることが予測されますので、関係機関とも協議して今後考えて行きたいと思っております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 中学校の施設には、耐震度調査は予定はしていないということですが、今後その中学校の校舎について、どのようにお考えでしょうか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

宮崎議員さんもお承知のとおり、中学校の耐震度の点数は五千点を大幅に下がっております。そういう所を、果たして耐震しても結果は一緒だろうということで、今後ですね、今の中学校につきましては耐震をするつもりはありません。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 「今後も予定はしない。」ということですが、その後の施設はどう？取り壊すということを考えてよろしいでしょうか？

それとも、何かの再利用するのか、その辺伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 今ですね、小学校等の耐震を今回の予算で上げているのはご承知と思っておりますが、その結果によって、小学校を補強した方がいいのか、果たして高校の方に新築しなければいけないのか、いろいろ方法があるかと思えます。この耐震の結果によりますね、それはまた皆様と相談をしながら決めていきたいということで、よろしく願います。と思います。

中学校等につきましては、一応解体の方向にということですが、同一敷地内から新築をした場合には補助金が極端に減るとかいろいろ言われておりますので、この件についてもですね、今後検討しなければいけないと思っております。

あとの詳しいことについては、教育長に答弁させます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 私の方から二・三、回答したいと思います。

宮崎議員の質問の、中学校の校舎の活用という点についてはですね、先ほど、町長が答弁しました昭和四十年から造られた校舎で、平成十八年度に耐力度調査をした結果は既に議会の方にもお知らせしたと思います。国が点数を、『五千点』という最初の基準からですね、『四千五百点』というふうに下げましたけども、中学校はそれよりもまた下回った状況でございます。

で、その施設を再利用する場合は、再度ですね、耐震調査とか、いろんなものをかけてからしなきゃいけないと。あれだけのものを今後、耐震診断をする経費を投入するだけの価値があるかどうかという点もあります。

今の状況では、中学校の校舎を再度利用する計画というのが、教育の方にはございません。で、今のところは、あそこの施設をですね、今後将来にわたって使うということは、危険度がもう当然ございます。『耐力度が無い』という判断が出ておりますので、当然、管理責任が行政側にございますので、今の状態であれば使うのは非常に難しいというふうに考えます。

で、もう一つは、今後耐震診断の結果によって、校舎の問題が新たにまた検討されるというふうに考えております。これは町長部局ともまたご相談したいと思いますが、その中で新たにもし校舎を建て替えるという、そういう必要性が出た場合はですね、今の国の補助金のシステムからすると、古い校舎は解体をしなきゃいけないと、これは条件でございます。

ですから、改築する場合は、古い校舎を使えないから、新たに造るということで、その使えない校舎は既に耐力がないから使えないんだよということなんです。それは残すのであれば、それは改築する必要はないということになりますので、改築する場合は原則的には校舎は解体をするという条件が付こうかと…。今の制度からいくとですね、そのように考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 小値賀町のですね、小・中学校の校舎の問題についてはですね、小値賀町には従来、『学校建設百年計画』というのもあり、学校建設には計画性をもって慎重な計画がなされていったと私は聞いております。

今後ですね、小中高一貫教育の中で、新しい校舎を今度造るのかどうかちゅうのが、また一つの課題となってくるとは

思いますけども、その点についてですね、町長にですね、高校の敷地内に造るのか、今の高校の校舎を利用してするか、また新たに小学校・中学校の所に造るのか、どういうお考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 先ほどから言っておりますが、耐震診断の結果をしてみないと、これは私ばかりでなくて宮崎議員もどうすればいいのか判らないんじゃないかと思いますが、耐震結果を見て、先ほどから言っておりますように、学校関係者、議会、それと町ということで、今後検討をですね、どういうふうにするかというのを、勿論PTAも入るでしょうし、そういうふうに考えております。

議長（横山弘藏） 宮崎 議員

一番（宮崎良保） ここにですね、『小中高一貫教育に関する調査研究書』つちゆう、最終報告書があります。この中でもですね、「小中高の校舎の建設が重要である。」ということが書かれております。高校と小学校の校舎ではまったく利用頻度が違うし、構造も違うし、ということ、せつかくであれば、高校の中に造ってほしいというような感じで書かれております。そうなったときにはそうなったときで、またグラウンドが道路を挟むや何やの問題が出てきますので、その辺はですね、十分に私たちにも、またPTAの方にも、住民の方にもですね、一緒になって協議をお願いをいたして、より良き校舎造りをですね、造っていければなと思っております。

なお、このようにしないとですね、ここで一番課題になっておるのが、地元の協力と支援、そして小中高一貫の組織のためにはですね、教育校舎の設備と、教員の労力と熱意に負うことが大きいということで、この問題が解決しないとですね、教職員の意気込みと熱意が薄れていくというような危惧がなされております。せつかく今小中高一貫教育で先生たちが熱意を持ってやっているのですね、それに水を注さないように今後十分検討してほしいなと考えております。

最後に、給食の問題なんですけども、給食について今、「今後やるつもりはない。」ということを伺いました。

しかし、小値賀町の関連施設に様々な給食施設があるんですね。それを統合してですよ、小中学校、或いは高校の給食も一緒になって出来れば、そんなに経費はかからないのかなあという気がいたしますので、その辺の検討は今後しないのかどうか、町長にお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

診療所で作っている給食は、病名によつてカロリーから何からが違つております。そして今度は、幼稚園・保育所の分についてはですね、その子どもたちに対しての食事とですね、それから『おやつ』とかいうふうになつてですね、その二つを一緒にとか、三つを一緒にするのはまず無理ではなからうかと思つておりますが、ただ、小中高一貫をやつた場合の給食ですね、した場合には、四千万から、まあそれ以上になるかも判りませんが、そういう赤字が出るということで、昔から愛妻弁当で私たちは芋・カンコロで育つた経緯がありますが、そういうことを言うと、「時代が違ふ。」というふうに言われますが、やはり自分の子は自分が一生懸命愛情込めて作つた弁当を食べていただくのが安上がりであるし、そして一番いいんじゃないかと私は思つております。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 確かに昔であればですね、親御さんが一生懸命弁当作つてやるというのが主流だったんですけども、今時代の流れと言いますか、共稼ぎが多くて、なかなか自分の新しいホカホカの弁当を作つてやるのが出来ない、パンを買つたり、また途中でですね、店屋物を持つて行つたりしておりますので、その辺の検討はですね、非常に難しいとは思ふんですけれども、今後更に検討を重ねていきますようお願いをして、今回の質問を終わります。

議長（横山弘藏） これで一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	二十一分	—
—	再開	午後	二時	三十三分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第五、発議第八号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案を議題とします。

改正内容について局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（横山弘藏） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第八号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第八号、小値賀町議会傍聴規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長

本案について提案理由の説明を求めます。
総務課長（谷 良一） 議案第四六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の主な改正は、派遣医師の長期自主研修に伴うものであります。長崎県離島・へき地医療支援センター常勤医師派遣

要綱で、派遣期間は二年を一単位と定めており、終了前の半年間は勤務するか、長期自主研修するかを選択できるようになっております。今回、診療所の派遣医師は長期自主研修を選択しましたので、同要綱中の給与の支給方法が、県立病院の医師給与規定を適用するため、給料表と手当の表を新しく定めております。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

第二条中の別表第一は、町職員医師の給料表であります。

別表第二は、派遣医師の給料表で、今回、新しく別表第三として診療所の派遣医師の長期自主研修中の給料表を追加するものであります。

別表第三の追加により、第三条中の別表第三を別表第四に、別表第四を別表第五に変更し、今回、新しく別表第六として診療所の派遣医師の長期自主研修中の手当を追加するものであります。

また、新しい別表第五中の単身赴任手当の括弧書きの別表第六を別表第八に、同じく離島診療手当の定額分の別表第五を別表第七に変更しております。

続いて、第四条第三項としまして、長期自主研修中の医師の業績手当を定めており、業績手当とは、医師に支給する期末手当及び勤勉手当に代わる手当であります。

別表第九として、長期自主研修中の医師の業績手当の成績別支給割合を、別表第十として、別表第六中の職務手当の額を追加しております。

別表第三、別表第六、別表第九及び別表第十の追加により、第五条中の別表第七を別表第十一に、別表第八を別表第十二に変更しております。

附則では、施行期日を定めております。

最後に、条例の新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今、提案理由の説明がございましたけれども、その内容は解りますけれどもですね、長期自主研修中の医師に関わることに、第四条に第三項を加えてですね、条文化されております。

そこに『成績別支給割合』つちゅうのが、別表第九について出ているわけですけど、この内容を概略ご説明していただきたいと思えます。別表第九についてですね。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 別表第九、『成績別支給割合』についてご説明いたします。

これにつきましては、業績手当の成績別支給割合を決めている表でありまして、今回の、派遣医師の人は「S」までありますが、「B」の、六月が「二・〇」、十二月が「二・〇」、計「四・〇」の所に該当いたします。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） どういうわけで、その「B」に該当するわけですか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） この表を見ますと、一番最高が「三・〇」、一番下が「一・〇」ということで、今回の派遣医師は勤務が普通であったということで、「二・〇」になっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 「B」に決めるその評定は、どなたがするんですか？

何か基本的なものがあるんじゃないですか？数字的に…。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） これは先ほど、提案理由で説明しましたが、県立病院の医師の給与規定を適用しております、県立病院に尋ねております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） ただいまのところに関連してですが、ちよつと私も納得がいかない。

県立病院が「B」だっというふうに言ったということで、理解すればいいんですか？

ということは、常に派遣している所からの、大元に伺って決めるといことなんですか？この表は…。
それを元にしていうことですか？

所謂、それを、割合を、「B」なら「B」、「C」なら「C」ってするっていう根拠がどうもよく解らないものですから、
うちにはその根拠は持たないんですか？小値賀町には…。

常によそに委ねるんですか？そこがちよつと私もはつきりしないので、もうちよつと詳しく説明して下さい。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

先ほど、総務課長の方からも答弁がありましたけれども、この派遣医師の長期自主研修中の医師の給与というのは、長崎
県の『離島医師派遣要綱』の中で謳われてまして、「県立病院の医師の給与相当額とする。」ということになっております。

そういうことで、この給与表をですね、一応うちの方では判らないものですから、県の方の病院局の方にお尋ねいたしま
して、この給与表をいただき、そしていろんな話をお聞きしたんですけれども、通常はですね、一応この成績というのは、
中間を取るといこと、特別に業績があった人は、それより上の「S」の方に行ったりとかするらしいんですけども、
「通常はもう中間を取ります。」ということ、こういうことになっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 今回の場合は、それで解決するんですが、こうやって新たに『別表九』を出した以上は、今後の人た
ちがどう判断するかというものが出てくるんですね。

そのときに、今回のところは、ほとんどが真ん中ですから、「まあ「B」でいいでしょう。」という話になっても、「成
績がいい場合は上がる。」っておっしゃいましたね。で、あんまり成績が良くないという人のために、「D」とかっていう
ことがあるんでしょう。で、その判断はどこかっていう基準はしっかりと決めてなくていいんですかね？

時の、町長なり何なり最終決断者の気持ちによって変わる可能性だってありますよね。

それは公平を欠くことになりませんか。その基準というのは、決めなくてよろしいんでしょうか…。

どういふふうなものを「S」とする、どういふふうなものを「D」とする、というふうなことというのは、はっきりして
おかないと、この『別表九』がですね、一人歩きする可能性もある。「個人的に私嫌いだから、あの人は「D」にします。」

とかいうことになったら、たまったもんじゃありませんよ。そこはどうなんですよ？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

一応、これは県立病院の医師の給与であって、例えば、長い間、何年もその県立病院で勤められる医師の場合の給与表をちよつと準用してるもんですから、ちよつと今回の場合は、長期自主研修ということで、短い期間、半年間の派遣のときの給与表なんです。

ですので、そこで業績が、例えば、離島診療でものごく業績が上がったとか、少なかったとかという、そういうランク付けというのは、なかなかうちの診療所の方ではですね、例えば、一年半の業績の中で、業績がどうだったのかという判定をして、次の自主研修中の給与に反映するというようなことは、まずちよつと難しいと思うんです。

ですので、一応もう長期自主研修の短期ということで、もう中間を、もうどの先生の場合でも取っ払いと私個人では考えております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 確認をいたしますが、この区分については、長期研修のときの派遣先と協議して決めるというふうなものなんでしょうか。うちの方で、「この方はほとんど大きな業績もないし、普通ですので、「B」です。」というふうに、こっちから向こうに言うのか。向こうとの協議をして決めるのか。或いは、向こうが決めるのかということについて、はっきりさせていたいただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

派遣要綱の中では、「県立病院の医師給与相当額」というふうに明記されているだけで、中身についての、これを、成績率を上ランクにするのか、下のランクにするのかという規定は入っておりませんので、それは町独自で判断して決めていいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四六号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四七号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第四七号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

現行の特別職の給与につきましましては、最近では、平成十五年九月と平成十六年十月に引下げを行なっております。去る八月二十五日(月)に、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申に基づき本案のとおり、町長及び副町長の給与を改正し、平成二十年十月一日から施行しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、現行の町長給料月額六十六万五千円を、一〇%カットの六万七千円引き下げて五十九万八千円に、副町長給料月額五十五万一千円を、一〇%カットの五万六千円引き下げて四十九万五千円に、それぞれ改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤 議員

七番(伊藤忠之) 今回の町長・副町長の給料の改正ですけども、元々ですね、この町長の特別職の給与はですね、勤務に対する対価、その職務、職能に対する、所謂、責任給であると言われ、一般職の生活給とは基本的に異なることと私は思います。

そのときにですね、例えば、審議会からどういう答申があったのかを、まずお伺いをいたします。

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(谷 良一) 答申の内容につきましましてはですね、ちよつと読みますけど、「小値賀町特別職報酬等審議会は、貴職の諮問に応じ、町議会議員の報酬の額、町長・副町長の給与の額について審議の結果、下記のとおり改定することが適当であるとの結論に達した。」ということ、それぞれの月額給料を明記しております。

議長(横山弘藏) 伊藤 議員

七番(伊藤忠之) 例えば、この一〇%カット、これは先ほど、総務課長の提案理由の中にでも、十五年度と十六年度に各五%ずつカットしております。

副町長に対しては、十五年度が二%、それで十六年度には五%と、合わせてですね、十五年度・十六年度でも合わせて一〇%のカットを行っております。

現在、確かに小値賀町はですね、自主財源に乏しくて依存財源に頼ってるわけですけども、私は先ほど言いましたとおり、町長の給料がですね、ちよつと言葉が悪いですけども、「五十万しかもろとらんとか。お前は仕事はしよらんちやなすか。」というような言葉に私は聞こえたんですよね。

そういうことも併せて、また、十月一日からというよりも、来年度に延ばす可能性は無かったのか、町長にお願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 審議会の方に上げた経緯の方を、ちよつと話をしたいと思えますが…。

六年前は、私の公約が「一割カット」ということで、一割カットした経緯がございます。そのときは五%と五%の一〇%ということですが、そのときには、私の給料が北松で一割安かったわけですが、鹿町が今年の四月に六十二万に下げたと、それで、江迎の場合については、その前に六十二万に下げたんですが、私も全然知らなくてですね、まだ私が一番安いというふうに認識をしてたわけでございます。

だけど、江迎は聞いたたら、今年の十月から七十万に上げるというふうには聞いておりますし、議会の方も給料をある程度上げるということですね、一応そういうことで、ただ、審議の内容については詳しいことは私も知りませんが、ただ六十二万ぐらいという気持ちでちよつとしたんですが、ちよつとそれよりも厳しい査定になったということで、審議会の方からですね、答申が出た場合は、もうそのまま金額を上げております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山 議員

二番（加山雅徳） 今の総務課長の答弁ですが、給与の最大の減額にした理由は何ですか？

審議会でも何か理由があったでしょうから、その理由を教えてください。何のために下げたのか。

付け加えてですね、先ほどの理由が、他町の町長が、鹿町町長ですか、安かったから下げたという理由、その他にもあると思うわけですね。その理由をちよつと…。どっちでも結構です。お願いします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 四月に鹿町が六十二万に下げたというのを知ったのは、七月ぐらいだったんですよ。それもそういうことで、私がちよつと高いということ、審議会を開いていただいたということでございますが、ただ、ちよつと議事録を讀みますと、ある委員さんから「町長も町議も一割カットだ。」というような言い方をされたということで、「議会につい

ては、これ以上下げるのはおかしい。」というような感じで言われたそうですけど、私の場合については、そのままということになってるようでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） この案で行きますと、最終的に総務課長の手取りと町長の手取りは、どれぐらいの差に、どっちが上になるんでしょうか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 当然、町長の方が上でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） それを聞いたのは、矢祭町の町長の話を出したもんですから…。一番大変な思いをしているのは総務課長だから、総務課長の金額まで下げるといふことでやったという話だったもんで…。

もし、逆転したら困るなという思いもあったもんですから、念のために伺いました。

十九年度における町長と副町長の給与及びそれに関する諸手当等、経費ですね、その一年間の総額と、二十一年度、今度二十年度でこれを下げるといふことになれば、二十一年度の一年間の、このお二人の分の減額の分、どれぐらい減額になるんだらうと、差額をお伺いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 町長・副町長合わせてということでしょうか…。

十九年度は計算しておりません。

二十年度が、九十六万四千三百二十円でございます。

二十一年度は、百九十万三百五十円です。

十九年度は、ちよっとしばらくお待ち下さい。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

再開	休憩
午後	午後
三時	三時
四分	一分

議長（横山弘藏） 再開します。

総務課長

総務課長（谷 良一） 先ほど言いました、百九十万三百五十円です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 先ほどの金額もですけどもですね、我々議員が二名削減、そして報酬も一〇%カットしたときの話し合
いの中でですね、その金額をそのまま一般財源に流すのではなくて、何かの基金に回したらどうかという意見も私は出した
と思っております。

でも今回の、まだこの条例案が認められるか・認められないかまだ判りませんが、例えば、その減額分をですね、何かの
基金とか、そっちの方の、ある程度特定した向こうの余剰金に回すとか何か、そういうとは考えていないんですかね。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 今の段階ではですね、どこにどうするかということとはですね、考えてはおりませんが、ただ振興基金
等にはですね、積み立てねばいけないんじゃないかというふうには思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四七号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四八号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(谷 良一) 議案第四八号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

町長、副町長の給与の改正に伴いまして、教育長につきましても、本案のとおり、給料月額五十二万九千円を一〇%カットの五万三千円引下げて、四十七万六千円に改正し、平成二十年十月一日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番(松永勇治) 教育長給が五十二万九千円から四十七万六千円ということでございますけれども、一般職員の、最高との差ですね、誰とは言いませんけども…。どの程度ありますか？

議長(横山弘藏) 総務課長

総務課長(谷 良一) 二十年度につきましては、年収で約二十万、課長級の方が多いです。

それと、二十一年度につきましては、六十一万、課長級の方が多いです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） この教育長の給与の、減額した場合の、年間の削減額をお伺いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 教育長の場合は、二十年度が四十一万五千円、二十一年度が八十一万八千円でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 一般職の最高つちゆうことになる、そういうことになると、そういうことになると、そういうことになると、結局、逆転するわけですね、逆転つちゆうか、既に逆転してわけですね…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） やっぱりこういう場合はですね、一般職の最高との比較を十分されと思うんですね。三役の報酬審議会の上においてはですね、三役と一般職の最高とか、二番目とかつちゆうのは、収入役とかつちゆうなもの、一応表を作って私は参考に出しと思うんですけど、その場合に、教育長が一般職の最高と、給料月額でもいいですけどもね、低いということは、やっぱり審議会の中で十分説明をすべきじゃないかと、いくら答申されたとおりのことじゃないんですね、やっぱり内部の事情もですね、やっぱり十分審議の中で、町長・副町長、教育長にしろですね、「そのくらいの差しかないんですよ。」というようなこともやっぱり十分、言われるままにすることじゃなくて、そういうことも十分説明されたのかどうかお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 教育長につきましては、特別職報酬等審議会の対象にはなっておりません。

町長、副町長、議員でございます。

参考にいたしますと、当然、町長は課長級の最高額の人から抜かれておりませんが、副町長のときにそれは話題になりました。

先ほど通りましたけど、実は副町長も抜かれております。それは、当然説明はしております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 町長、副町長までは審議会の対象であるつちゆうことですので、そのままこの条例改正の中で出された

と。教育長につきましては、町長、副町長も一〇%下げられたから、そういうふうなことは考えないで、教育長に対しても同じ率で下げたということですか？

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 町長・副町長が一〇%でしたので、教育長も一〇%がいいだろうということで、当然、一般職の課長級から抜かれるということは議題になりました、それでもこの議案を出そうということで決まっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 一応確認のために聞いときました。

それをどうこうということとは私は申し上げません。終わります。質問を…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四八号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	十六分	―
―	再開	午後	三時	二十三分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第九、議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長(西村久之) 議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算(第二号)について説明いたします。

今回の補正予算は、普通交付税の交付額の確定による補正、人事異動による人件費の補正、おぢかふれあいプラザ整備事業による補正が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五千六百七十万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十六億四千四百二十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、おぢか「ふれあいプラザ」整備事業による借入限度額を二千二百二十万円追加及び強い農業づくり交付金三百五十万円から百九十万円へ、ながさき「食と農」支援事業補助金百六十万円から四百万円へ、臨時財政対策債六千八百八十万円から七千七百四十万円へ、それぞれ借入限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人を百二十八万六千円増額し、町民税の総額を六千三百八万八千円としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税を二百三十一万一千円増額し、固定資産税の総額を六千八百六万

六千円としております。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税を九万三千円減額し、軽自動車税の総額を六百八十二万一千円としております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金を三十六万五千円増額し、地方特例交付金の総額を百三十六万五千円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税を一億六千八百八十七千円増額し、地方交付税の総額を十六億六千八百八十七千円としております。これは、普通交付税でありまして、前年度交付額より八百四万円、〇・五%の減額でございます。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、六目・教育費国庫補助金百八十四万四千円の増額は、小値賀小学校本校及び大島分校の校舎の耐震診断に対する補助金が主なものでございます。同じく七目・総務費国庫補助金一千六十万六千円の増額は、おぢか「ふれあいプラザ」整備事業に係る補助金でありまして、国庫補助金の総額を七千四百四十七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を七万四千円増額し、委託金の総額を二百九十四万五千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、三目・衛生費県補助金を五百七十七万五千円減額、同じく四目・農林水産業費県補助金を百六十三万五千円増額、同じく五目・商工費県補助金を百四十七万円減額、同じく六目・土木費県補助金を百十二万五千円増額し、県補助金の総額を二億三千三百六十六万円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金を六千五百六十一万七千円繰り戻し、同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を一千万円繰り戻し、同じく六目・地域福祉振興基金繰入金を三百四十七万五千円繰り戻し、同じく七目・社会体育施設整備基金繰入金を六百三十五万七千円繰り戻し、同じく八目・減債基金繰入金を二千万円繰り戻し、同じく十四目・役場庁舎整備基金繰入金を五十万円繰り戻し、基金繰入金の総額を百四万二千元としております。同じく二項・特別会計繰入金、三目・介護保険事業特別会計繰入金を七百七万二千元増額、同じく四目・国民健康保険診療所特別会計繰入金を一千万円増額し、特別会計繰入金の総額を二千九百四十七千円としております。これは、前年度の実績により、一般会計へ繰り戻すものでございます。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を八十七万八千円増額し、雑入の総額を五千五百三十九万二千元としております。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債を二百九十万四千円増額、同じく四目・農林水産業債を八十万円増額、同じく八目・教育債を二千二百二十万四千円増額し、町債の総額を二億五千六百九十万四千円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を七千円増額し、議会費の総額を五千三百七十六万八千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費五百五十八万五千円の減額及び三目・財政管理費七十四万五千円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。同じく五目・財産管理費一千九百五十八万七千円の増額は、振興基金へ積み立てをするものでございます。同じく六目・企画費を六十七万二千円増額、同じく八目・空港費を七十六万一千円減額し、総務管理費の総額を三億三百七十五万六千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費九百一十八千円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正及び年金からの特別徴収に係るシステム改修委託料が主なものでございまして、徴税費の総額を三千七百四十四万八千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費を一万一千円減額し、戸籍住民基本台帳費の総額を七百二十三万六千円としております。同じく四項・選挙費、十目・土地改良区総代選挙費を一万円減額し、選挙費の総額を百四万円としております。同じく五項・統計調査費、二目・国土調査費を六百七十三万四千円減額し、統計調査費の総額を一千二百三十八万円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費を二百十八万三千円減額、同じく四目・身体障害者福祉費を一万二千円増額し、社会福祉費の総額を二億六千五百六十四万八千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費を三十万四千円増額、同じく三目・児童福祉施設費を七百八十二万三千円減額し、児童福祉費の総額を四千七百二十六万二千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費八百一十一万八千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正及び国保診療所・簡易水道特別会計繰出金の減額が主なものでございます。同じく三目・環境衛生費を一万七千円増額し、保健衛生費の総額を九千六十七万一千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費を二百三十一万一千円増額、同じく二目・し尿処理費を九十三万四千円増額し、清掃費の総額を一億三千八百五十一万円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費を十萬八千円増額、同じく二目・農業総務費を百七十七万九千円増額、同じく三目・農業振興費は財源調整、同じく四目・畜産業費を二百三十七万七千円増額、同じく五目・農地費を財

源調整し、農業費の総額を二億二千六百十九万円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費を十一万一千円増額、同じく二目・水産業振興費は財源調整、同じく四目・漁港建設費を十九万二千円増額、同じく五目・漁港建設費を七千円増額し、水産業費の総額を三億八百二十五万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費を三万円減額、同じく観光費を二百三十万八千円減額し、商工費の総額を五千九百二十八千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を三百二十五万九千円増額、同じく二目・景観計画費五百二十九万七千円の増額は、景観条例を設置するための経費でございまして、土木管理費の総額を一億五百五十七万四千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を二百八十万円増額し、道路橋梁費の総額を二千七十九万円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費を四十六万円増額、同じく二目・住宅建設費を四百八十三万五千円増額し、住宅費の総額を九千九百五十五万四千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費を六万二千円増額し、消防費の総額を七千九百三十八万四千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を五十七万円減額し、教育総務費の総額を三千二百九十一万八千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を六十一万二千円減額、同じく二目・教育振興費を一万円増額、同じく三目・学校建設費五百五十万円の増額は、本校及び大島分校校舎の耐震診断調査委託料でございまして、小値賀小学校費の総額を二百六十六万五千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、二目・教育振興費を一万六千円増額し、小値賀中学校費の総額を一千三百九十五万六千円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を八千円減額し、幼稚園費の総額を二千四百七十五万七千円としております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費を六十八万五千円増額、同じく三目・総合センター費を百十万一千円増額、同じく四目・歴史民俗資料館費を二十五万四千円増額、同じく五目・文化財保護調査費を三十八万六千円減額、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を二百九十二万五千円増額、同じく八目・ふれあいプラザ整備事業費を三千二百五十八千円増額し、社会教育費の総額を一億二百九十一万円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を六十八万四千円増額し、保健体育費の総額を二千三十二万七千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は、財源調整でございませう。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金を六百万円減額し、特別会計繰出金の総額を二千三百万円としております。

以上、小値賀町一般会計補正予算（第二号）について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

九番（松永勇治） 税の滞納分の徴収につきまして、特に固定資産税は納税者が町内に居住していないところもあって、大変ご苦労があるかと思っております。

一項・町民税、一目・個人、二節・滞納繰越分が二十二万五千円としておりますけれども、現計合わせますと二十二万六千円になると思っております。

そして二項、一目・固定資産税、二節・滞納繰越分百八十三万ですけれども、これも千円ありますので、百八十三万一千円に関わるですね、課税年度別件数と税額、それと判っていれば、県民税の按分率を同時にお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

町民税の滞納者につきましては、年度別で今から申し上げますけど、よろしいですか…。

平成十六年度分につきましては一名、それから十九年度分につきましては六名の、計七名でございませう。

それから、固定資産税につきましては、十四年度分につきましては一名、十五年度分につきましては一名、十六年度分につきましては二名、十七年度分につきましては二名、十八年度分につきましては二名、十九年度分につきましては九名でございませう。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番(松永勇治) そうすると、年度別にずっと上がつとる数字の中ですね、これ年度別に重なった人もいるわけですね。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(西村久之) おっしゃるとおりでございます。

按分率は、「〇・三九六八五三二〇」です。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第八款・地方特例交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第九款・地方交付税

浦 議員

五番(浦 英明) 地方交付税は、先ほど説明がありましたけども、普通交付税が約八百万の減だということ聞いておりますけども、今年度から創設されました『地方再生対策費』ですね、これが約四千七百万だというふう聞いておりますが、この分も今回の補正の中に入っているのか。

また、普通交付税は今回で終わりなのか。十二月にもまたどのくらいあるのか、そこら辺についてお尋ねします。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(西村久之) お答えします。

地方再生対策費につきましては、端数まで言いますので。四千六百五十七万九千円は、この中の数字に入っております。

これは今年度の普通交付税の確定額でございますので、今のところ、普通交付税を補正する予定はありません。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第十三款・国庫支出金

松 永 議員

九番(松永勇治) 小さい数字でありますけれども、二項のですね、教育費国庫補助金で、二節・小学校費補助金、三節・中学校費補助金ですね、特別支援教育就学奨励費補助金が今回新たに計上されておりますけれども、その内容説明とですね、七目の、総務費国庫補助金ですね、一節・総務管理費補助金、集落活性化推進事業費補助金でございますけれども、これは

一千六十万六千円。これの補助対象事業費とですね、その補助率をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

特別支援教育就学奨励費補助金の四千円でございますけど、これは特別支援学級の子どもさんが出てきましたので、その子どもさんの学校給費と学用品の購入費、その二分の一を国が補助するようになっております。

それから、集落活性化推進事業費の補助金ですけど、補助対象経費が二千二百一十一万三千四百円の、二分の一の、補助率でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 二項の県補助金で、三目・衛生費県補助金の中で、へき地診療所、これが当初予算で五百七十七万五千円、これがそのまま補正で減額になっております。その理由をお伺いをいたします。

それから、五目の商工費県補助金ですね、これも当初予算がそのまま減額となっておりますので、説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

この補助金の五百七十七万五千円の減額というのはですね、一応診療所の医療機器購入の中で、胃カメラとかですね、大腸ファイバーのビデオシステムを一千百五十五万で購入する予定ですけれども、その補助金が二分の一付く予定だったんですけれども、その補助枠がちょっと足らなくてですね、その補助が付かなかったということです。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 商工費補助金についてお答えいたします。

当初、小値賀全体ですね、観光振興の補助事業として五百四十四万四千円の二分の一、その部分を県の方に補助申請しておりました。

ところが、県の方の方針が今年度変わりました、世界遺産登録関係にですね、この『二十一世紀まちづくり推進総合支援

事業補助金』というの、そちらの方に傾注したいというような方針変更がありまして、本土で行う観光振興の部分について二百七十二万二千元、その部分が全額減額になっております。

その代わりに、野崎島における世界遺産登録関係のですね、ステップアップ事業というのが新たに認められておりまして、その部分が百二十五万二千元増額しておりまして、差し引きの百四十七万円という補助金の減額になっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

立石議員

八番（立石隆教） 繰入金の、ほとんどと言うか、ここに出ているやつが減額と言うか、補正前の額を戻すという格好をとっております。

元々、財政課長あたりは、「非常に厳しい状況が予想される平成十九年、その辺から過ぎていけば、相当繰り戻しも出ていく状況にあります。」ということですね、以前に答弁したということ覚えておりますが、それがここに来てこういう形で実現するというふうにとつていいんでしょうか。

それとも一時的なものなのか。それを確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 以前の答弁ではですね、「あと三年後ぐらいには基金を積み立てることが出来るようになりますよ。」という話でしたけども、一・二年早く、それが実現したということ、これから先はですね、国勢調査が平成二十二年にありますけども、二十二年の国勢調査を受けて、二十三年度に地方交付税のまた人口の減がありますので、その分でどうなるかは、はっきり言えませんけども、それに見合うだけの、減額よりも基金に積み立てる方が多いということで、これから先は、ものすごく大きな事業をしない限りは、『減らない』というふうには私は考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 立石議員の質問にちよつと関連しますけれども、今回のですね、地方交付税の一千六百八十八万七千円の補正に対してですね、この基金が八千八百八十七万七千円繰り戻されとるわけですね。これよく計算すると、この数字にならないものもあるかも判りませんけど…。

そうした場合に、この早い時期からですね、基金に持って行っていきますよ、そして後々の事業についてのですね、「大丈夫だ。」今言う話でしたけれども、あまり早く基金に戻し過ぎるんじゃないかなあという感じも私はいたしますけれども、その点、財政課長どうお考えですか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 議員さんもお承知のとおりですね、この予算にはですよ、まだ特別交付税を一切計上しておりません。自分たちで試算した限りでは八千万程度はくるんじゃないかなというふうな試算をしておりますけれども、ご存知のとおり、東北辺りで地震があつてですね、その関係でそれよりも五%か一〇%減るかも知れませんけれども、それでもやっぱり七千万ぐらいは最低でもくるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その予算をまだ補正しておりませんので、何かあつた場合はですね、その分については今後補正をしますので、その財源で賄いきれるんじゃないかなあというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 特別交付税は十二月と三月のギリギリですね、最終予算のギリギリ……。それまでどのくらいくるかは、まあ十二月の分は判りますけどね、そのときは三千万きたり、四千万きたりしますよね。

ですからですね、こういうふうな場合には、ちようどよかぐらいの、貴方が言われる「八千万ぐらいを予定しとる。」ということですので、ちようど今度積立金に戻す額が大体イコールになるわけですね。

ですから、それまで待って、交付税は何が起るかも知りませんので、温存してもどうだったろうかなあとも思います。ですけど、財政課長のすることですから、私がそれを「どうのこうの」は申し上げませんが、お考えはどうでしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 例えば、議員さんおっしゃるとおり、「何かあつた場合」と言いますと、これから大きいものがあるということになると、災害とかですね、大きい災害があつた場合は、そういうふうなことが出てこようかと思えますけれども、ご存知のとおり、大きい災害と言いますと、台風とか、激甚災害に指定されるところかですね、いろいろ災害復旧工事になりますと、一般財源の持ち出しがですね、そうそうあるもんじゃありませんので、まあ言い方は悪いですけども、あんまり一般財源の歳出を、金の出す方を伴わないということなので、それで足りるといふふうに計算をしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

松 永 議 員

九番（松永勇治）

八目・教育債です。ね、「ふれあいプラザ」整備事業債を二千二百二十万円計上されていますけれども、国土交通省に提出された補助事業をさつき聞きましたところが、二千二百二十一万三千円だということでございます。

それで、設計費の百八十五万四千円、工事費の一千九百四万九千円、事務費の三十一万合わせると、二千二百二十一万三千円が補助対象事業だということでございます。この起債額を見ますとですね、二千二百二十万ですけれども、これ財政課長にお尋ねしますけど、単独の分も入れている起債対象事業がはじかれているようですけど、その点についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 議員さんおっしゃるとおりですね、これは補助対象事業費は二千何百万ですけれども、補助対象外まで入れますと、三千二百八十万ほどになります。それで、補助金が付く部分ですね、補助金が付いた残りの、補助残について百%辺地債を充当するというところで、充当させております。

議長（横山弘藏） 松 永 議 員

九番（松永勇治） ちゆうことは、補助対象事業外でも、この事業に関わる経費は起債の対象になるということですか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおり、例えば、補助対象事業費が二千何百万なんですけど、その残もこれに入っておりますし、単独事業の分まで含めてこれは計上しております。

どういふことかと言いますと、その単独事業の分については、約一千万程度あるんですが、それが「まったく付かない」といふふうな回答を受けておりません。付く可能性がいくらかあるわけですね。「いくらかある」と言うか、「完全に付かない。」とは言われておりませんで、「あんまり付く予定はないよ。」と言われますけども、いくらか付く可能性がおりますので、例えば、これが付いた場合ですね、付いた場合には予算化してないと、借りることができませんので、一応今度

の補正予算にはですね、付く可能性があるということ、その分を全額計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、二千二百二十万と一千万ではですね、一千二百万の、もし付かなかった場合には一般財源の持ち出しが出てくるわけですよ。これはもう危険なことですよ。その点についてはですね、「起債の額だけ計上しとかんと、起債が付かない。」っちゅうのがちよつと私には解らんとですけど、付いてからプラスするとやったらいいですけども、それは儲けもんですけれど、当てしとつて、こういうふうな大きな一千万からの財源をですね、もう架空な数字で上げとつて、「架空」っちゅうと失礼ですけど…。

その点についてですね、ちよつと心配だったもんですから、お尋ねをいたしました。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおり、これが付かなかった場合は、一千万程度は起債が減るわけですから、非常に大きなことなんですけども、「付く可能性がある以上は予算化をしていただきたい。」ということで、「予算化をしてないと、もし貸す予定のものが出てきた場合は、貸せませんよ。」と…。

前、起債の関係でですね、協議制からあれに移ったもんですから、そのときに、予算化をしないと貸せないというふうなことで、当初予算からある程度の、起債もですね、今までずっと起債していると思えますけども、そういうふうなことで、上げないと、その部分については起債を付けませんというふうなことなので、予算化をすることを前提に申請をするということになっておりますので、こういうふうな予算の計上の仕方になっております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 県とか国はですね、「過大な見積もりをするな」と。一般財源の過大な見積もりは尚更のことですけど、こういうふうにして特定財源の過大な見積もりをしてですね、もしそれが思うようになかった場合はですね、財源に困るわけですね。まあ基金がありますので、どうにかなるでしょうけれども…。どうしてもしなければならぬ事業はですね。やっぱりそういう点についてはですね、「過大な見積もりをするな」っちゅうのに、貴方に言うわけじゃないですけども、「起債を貸すには予算を組んどかんばいけませんよ。」っちゅうことじゃなくて、事業内容が判つとるわけですから、国も県も認めていいと思うんですけどもね、その点はどうでしょうかね。

それはいいです、もう…。貴方に言うのもあれですから…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

宮崎議員

一番（宮崎良保） 衛生費の二項ですかね、清掃費の中で、六島地区投棄自動車搬出処理委託料つちゆのが百六十七万七千円組まれております。

六月の全協の時にはですね、町長は、その撤去費用として「百四十四万円を計上するよ。」ということ、私はここにメモしとるんですけども、それに今回は、六島からの個人が一人一万円ずつということ、出してありますので、こんなに百六十七万七千円もかかるのかなあとということが、ちょっと疑問に思いましたので、その点、内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

六島地区の不法投棄車両については、先日確認をしましたところ、六十九台ほど島内にございます。

そういうところで、見積もりをとって、今の古鉄の市場での売買状況等も加味していただいた上で、業者の見積もりを取っております。

台船を六島に持って行って、島の奥の方から搬出して乗せて持ってくるという経費でございまして、それぐらいかかるといふふうなことで予算化をしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 二項・清掃費の、一目・塵芥処理費。この中で十三節・委託料の中でですね、町ごみ処理基本計画作成委託料が百三十三万四千円ございます。これは前、全協ですね、「町は単独でやっていくんだ。」というふうな話があったことについての、基本計画の委託かと思うんですけど、内容をご説明下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

ごみ処理基本計画は、概ね、自治体には十年ぐらいを目途に策定をすることになっております。小値賀町のごみ処理計画が平成九年に策定して以来、策定をしておりますので、県の方の指導もあっております、今年やるということを考えております。

『単独』と直接に結びついてはいるわけではございませんけれども、ごみ処理基本計画は作らなければいけないものということで、策定をするというふうを考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 同じ十三節の委託料の中で、ごみ焼却場定期検査委託料。これが当初予算よりも百三十九万三千円の減額になっております。この内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

ごみ焼却場の点検は毎年、総合的な点検を委託しておりますが、今年は改良工事を行う関係で、その改良工事を行う部分は不要として、公害監視等に関する測定機器類の点検・調整関係が残っておりますので、その分だけを減額しないで残しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

岩坪議員

六番（岩坪義光） 四目の畜産業費。この中で、ながさき「食と農」支援事業。これが当初で五百二万五千円上がっていた

と思います。補正でまた、四百九十二万六千円、五百万ばかり上がっております。この内容説明と、下の、強い農業づくり交付金。これが当初で六百五十万上がっていたのが、今度補正で二百五十万ばかり減額されておりますけども、これの内容説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） お答えいたします。

当初、ながさき「食と農」支援事業と強い農業づくりは、強い農業づくりは国庫補助、ながさき「食と農」が県補助です。一応当初、二本立てで進んでおりまして、どの事業もですね、目的・内容は一緒です。県の対応としましては、「国庫補助を優先的に採択して下さい。」ということ、しております。

それで、県の指導の下に事業を進めたわけなんですけど、当初の段階では、昨年十二月から協議が始まるわけなんですけど、昨年度の補助対象の機器が、今年度二十年度は対象外ということになりましたので、国庫補助分の機器を、ながさき「食と農」の事業の中に組み入れたわけで、今回、お互い移動が生じたわけで、それとまた、十二月に見積もりをもらっていました機器が、県との協議を進める中で今年度になりますので、見積もりの額に変更がありました。その分で、事業が大きくなったために、今回補正をすることになりました。

内容といたしましては、ながさき「食と農」では、当初、五百二万五千円、そして今回、増額することになりました、九百九十五万一千円が増えるようになっております。これはパワーショベルがですね、国の補助から外れましたので、県単の方に回しました。そして強い農業づくりの方は、そのパワーショベルの分が対象外となりましたので、減額をしております。それで一応見積もり等にもちよっと相違がありましたので、増額補正ということになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

九番（松永勇治） 先ほどの一般質問の中で、小辻議員と教育長のいろいろな質疑応答がございましたけれども、一項・土

松永議員

木管理費にですね、二目・景観計画費を、今回『目』を設置して、五百二十九万七千円計上してありますけれども、これに関連したですね、世界文化遺産登録推進事業については、九款の、教育費の七項・社会教育費に計上されております。

これは大体同じような事業の内容と思うんですけども、土木費と教育費に分けて計上でなく、予算計上を一本化したらと考えますが、その点について伺います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 今回、『目』を分けた経緯はですね、景観条例を作る、この分野がですね、今まで明確にさせられておりませんでした。それで今回、景観条例を作るに際して、午前中の質問の中に答弁として言いました、「主管課を建設課」というふうにしておりますので、今回、町長部局と調整しまして、ここで言ってるのは景観条例に関するいろんな経費をですね、建設課の方へお願いをしたと。

で、世界遺産に関することというのは、私ども教育委員会がやるのはですね、文化財保護法に基づく重要な景観に関するいろんなものをやります。で、そういう面で、今回、二つに分けて所管課も二つに分けた方がいいということで、科目を『土木費』の方と『教育費』の方に分けさせていただいた経緯でございます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 今度の土木費に上げられてる中でですね、『町景観条例制定指導謝礼』などがですね、この中で、これはソフト面ですよ。こういう事務的なことはですね、これをですね、景観をよくするための事業であっても、どこかの一本に上げてですね、建設の方でやる事業はそこに依頼して何でもどこでもやってるわけですから、その款・その款で予算を組んで、そして建設の方に技術的なことについてはお願いをするというふうな方法でやっとなるわけですからね、私たちも予算も、こう二つに分けられるとですね、なかなかあれなんですけども…。「全然別なことですよ。」ということであれば、別ですけど、何かこう、つながりがあるような感じがするんです。

ですから、私はどちらかに一本に絞っていただければなあと思うんですけど、いろいろの事情があるということでございますので、ただお尋ねだけとききます。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

教 育 長

教育長（巖 充也）

この件についてはですね、景観法に基づく、これは国土交通省が所管になってる景観法に基づく景観

条例、これに關してはですね、都市計画的な分が非常に大きいというふうになりますので、建設課の方へお願いしたという経緯なんです。

それから、文化財保護法に基づくものについては、基本的には教育委員会がやりますと。一応、その二つの、法律の下です。景観法と文化財保護法、そちらで原則的には分けるといふ取り組みで、今後対応していきたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消 防 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教 育 費

九番（松永勇治） 二十二頁。七項の社会教育費の中でですね、一目・社会教育総務費。これはずっと前から、公民館のあ

れについては、いろいろ補助をしてるんですけど、十九節のですね、黒島と筒井浦に対する工事の補助金ですね、この補助率をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） 黒島も筒井浦も、この下水道工事、改修工事につきましては、事業費の六割の補助でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

九番（松永勇治） 同じく七項の、八目・ふれあいプラザ整備事業費について、ちよつと説明をしていただきたいと思いま

す。

ふれあいプラザ整備事業ですね、集落活性化推進事業はですね、旧小値賀幼稚園に現在の図書館を移転し、学習活動や料理教室など、地域の人たちのふれあい・交流の場としての、複合施設として活用しようというものでございますが、他の斑小学校など、公的施設の有効活用についてはもう計画的に早急に推進しなければなりませんけれども、町民が立派な図書館と誇りを持っている現図書館をですね、移転することに私は大きな疑問を持つわけです。

それで、町民の思いも考えて、なぜ移転することにこだわるのかと、私は今でも思ってるわけですけど…。その点についてとですね、また、移転後の、現図書館の利用計画についてですね、納得の出来る説明をして下さい。

松 永 議 員

松 永 議 員

そうしないと、町民に対して、もう予算を上げてからですね、いろいろ聞かれることがありますので、大事なことで、これは今日はつきりと、説得力のある説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 答える方は、どの方がいいですか。

九番（松永勇治） 町長、よかですか。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 全協等でも何回もお話しをしたというふうには思っておりますが、確かに図書館は近い所がいいというのは十分解っているつもりでございます。

ただ、私たちが今、手狭ということもありましたけれども、今は整形外科等がですね、来ておりますが、専門の先生だけでは対応できないということもありますし、理学療法士等ですね、リハビリの訓練等をしなけないような、患者がですね、皆様もご承知のとおり、長崎県で高齢者率ナンバーワンということもあるし、社協の方ですね、今やっておりますいろいろのデイサービス等も専門的にですね、『御茶の会』とか、それからいろいろの会をするスペースがないというふうにも言われておりますし、あそこですね、高齢者のための『図書のコーナー』はそのまま設けていくということと、老人クラブ等からも言われておりますが、老人が憩いの場としてでも、今の図書館を是非していただきたいという、いろいろの要望もありましたので、この点はですね、今日の、教育委員会の関係で『行政報告』でも説明をやりましたが、新しい図書館は、きれいに今までの在庫の余っているあれ何かも全部管理できるし、そしてシステムがですね、今、もう更新の時期に來ているということで、それを小学校等につなぎたいという点もありますし、学童保育的なやり方ですね、小学校から一・二・三年生の子どもたちがゆっくり遊んで、勉強もしながら出来るコーナーということで、それと、今、子どもたちと言うよりも、乳幼児の關係の『ぴよぴよ広場』という、いろいろのこともありますので、その点はですね、それぞれに一応全部活用できるということですね、よろしくお願いしたいということで、この前から言ってるつもりでございます。

議長（横山弘藏） 松永 議員

九番（松永勇治） 私は、他の事業については非常にいいお考えであり、またいいと思うんです。幼稚園の後を利用する、活用するのについてはですね。ただ、図書館だけがどうしても頭から離れないもんですから聞くわけですけど…。

図書館を移転するために、今、町長の話では、「老人クラブの憩いの場所」ということしか、ちよつと聞けなかったんで

すよね。

ですから、これではちよつと図書館の移転についての住民への説明が出来ませんもんね。ですから、他のことについてですね、あそこを利用するつちゆうことは、斑小学校いろいろ、朝から一般質問の中でもありましたけども、そういうことの活用についてはもう私は十分急いでやらなければならぬと思うんですけども、この図書館の移転についてはですね、おそらく県とか国から見に來られれば、「こんな立派な図書館はないですよ。」と、私は思われるんじゃないかと…。

諫早でこの間、平田先生のおられる図書館も見学しましたけど、あそこにもですね、引けはとらないような、ほんと立派な図書館だと私は思うんです。

そういうことからしてですね、私たちの立場としても、非常にその図書館の移転については慎重にやらなければならぬんじゃないかなあと、他のことについての活用は、私は何も申し上げませんが、図書館にちよつと私が…。

『老人の憩いの場所』とかいうようなことで移るつちゆうことじゃあ、ちよつと私も住民へですね、聞かれた場合に、それではちよつと納得できないんじゃないかなあと思いますので、教育長、まあ町長に聞いて「教育長」につちゆうことはいけませんけど、教育長も同じ考えですか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 先の全協のときにもご説明はいたしたつもりでございます。

まず、最初の説明の中で、「図書館移転ありき」ということではなくて、最初は幼稚園の施設、これは約三年半、ほとんど稼動してない。で、幼稚園そのものがですね、平成三年の三月に建ったんですね。それから、実際、十三年間しか使っていない。平成十七年からはまったく使われない状態がありました。ということ、建物そのものが約三億ぐらいの施設でございますので、これをまず有効に使おうと。今日の午前中の質問の中に、何名かの中でですね、やはり今から新しいものを建てるというよりも、既存の施設をまず有効に使おうよということが、まず第一点目に考えました。

で、その中で、町長部局とも協議した中で、大きなもの、あれだけの、約八百二十平方メートルありますので、あそこにそれだけのものを移すということになると、それぞれ大きなものが移るしかない。で、その時点では、当然、一般財源、町の財源をそっくり使わなければいけないという事情がありました。

で、今回お願いしているのは、移転に関する整備事業が国交省で補助制度を作りましたので、二十年度ですね。で、これ

を活用しようと。で、その中で、大きなものとすれば、図書館が一番ありますけども、図書館だけということではなくて、地域の人たちがもつとより良く活用するようなものとして、子どもたちの受け入れとか、それからその他の料理教室的なものとか、あそこの施設は既存のものがありますので、そういうものを多目的に活用する方法を選択したわけでございます。で、先のお話にも説明しましたが、中の運用については、極力、地域の人たちの力をお借りして運営をしていけるように、これからは考えて行きたいというふうにお話をしているところでございます。

それから、当然、その後の問題も出てまいりますので、先日、敬老会等がありまして、町の中でも高齢化がどんどん進んでいる中に、そういう介護的な、いろんな福祉の充実というものが今後また新たに生まれてくると。そういう中で、福祉センターを中心にそういう介護的なものの活用にしていこうと。それは町全体で考えたときに、そういう考えもあるだろうと。今回の大きなメインは、やはり移転に関する経費が、まず町の負担が非常に少ないという点と、それから今回、起債の件で、先ほど財政課長の話がありましたけども、図書館のシステムそのもの約一千万弱です。システムを替えなきゃいけません。もう老朽化してますので。今回は、その部分も含めて起債の申請をしているという状況がありますので、そういうことを含めて今回、この『ふれあいプラザ』ということで、図書館の移転を中心に他の諸々も含めてこの整備を図りたいということでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ただいまのことに関連をいたしますが、町長がお答えになった「高齢者のデイサービス云々」、その問題というのは、今始まった問題ではありません。

それから、図書館の問題もそうですけど、お二人の答弁を聞いて、如何に図書館を軽く考えているかなあということを思っております。教育委員会の今のスタッフの皆さん方は、今の図書館が出来上がる時の話を知っている方が一人もいませんね。そちらにお座りの、筒井会計管理者がですね、最終的にやった仕事であります。

そのときに、まあ彼の前の段階からそうですが、『公民館運営審議委員会』が、この図書館だけのために十数回開きました。「図書館というのは、小値賀にとつてとても大事なものだから、どうしようか。」ということ、十回以上議論したんです。その中で、実は、その当時の町長自体は、あの社会福祉協議会のセンターを造るので、その一部に図書館を入れようと、しかも二階だつてという話で、それを審議会では拒否しました。一階でなければいけません、図書館は……。ということ

ありました。そこで、その町長とですね、教育委員会の公民館長、それから公民館職員、喧々諤々やったんですよ。非常に大変なやり取りをしたんです。両方……。そしてやつとああいふふうに妥協点を見つけてですね、そして外側から人が入れるように階段も外に造りましょうと。最初は、町長、「造らない。」と言ったんですね。あそこの中にいったん入って「エレベーターで上がれ。」って言ってたんですよ。それを「どうしても二階って言うんなら、」ということで、委員会は妥協をしたという形でやつと造ったものなんです。

ですから、今になってですね、「あのセンターの二階、手狭になったんで、老人のデイサービス等に戻してくれ。」というの、おかしいでしょ。その当時、「そういうふうに言うんだったら、図書館を造るのをお止めなさい。」という話まで議論したんですよ。それを、あえて、あえて、あそこに造ったという皆さん方の先輩がおられるということは、よく理解していただきたい。そして、すったもんだして造ったけれども、よそから来られる方々はあれを見てですね、「いい図書館ですね。」と言っていたという形になっているのは、非常に嬉しいと思いますよ。そういうふうなものをやつとこさ、あそこに造ったんです。それを簡単にですね、「あそこで補助金が出ますから、移りましょうとか。」、そういうことでもいいのかなあ、というふうには私は思っております。

ですから、私は図書館についての重要性というのにはよくお解りになっていないのじゃないかなあと。是非、『図書館法』をお読みなっていたきたいというふうに思います。

それでは、それに関連して、もう一つ申し上げますが、先ほどの予算の件でございます。

集落活性化推進事業ということで、普通に言えば、補助金が一千六十万六千円ですから、これが二分の一と言えば、事業費が、教育委員会からもらった資料でいくと、二千百十二万三千四百円ですよ。これについての半分が、普通だと起債として認められますという形になりますよね。そうすると、ほんとは一千万ちよつとのはずであります、ここに出ているのは地方債として二千二百二十万出ております。それは、先ほど説明がありましたように、この集落活性化推進事業自体の、全体の事業費、三千三百七十四万三千円の、その辺の数字に対して補助金が出た残を、起債を認めましょうという形になっているというの、この流れですね。

そこで、先ほど、教育長が言っておりましたが、一部、例えば、「図書システム等が老朽化している。それについてはこの際一緒にやりたい。」と、この金額は実は資料でもらった、この工事の中身については、書いてないことありますから、

当然、補助対象の中に書かれたものではなくて、県の方の、つまり一千万であるのが二千万ぐらいの町債になった、その部分に入っているというふうに考えられます。

そこで、先ほど、「それが本当に起債の対象になるのかどうかは、はっきり言えません。」とおっしゃっていました。

もし、これが確率的に、私は聞きたいけど、どれぐらいの確立で起債が認められると、この図書システム一式が八百九十万四千円ですか、これが本当に認められる確立はどれぐらいあるのか、五〇%あるんですか？

そういうことをまずは伺いたい。

それと、もし、起債が認められなかった場合は、一千万ぐらいは一般財源で出るということになりまして、「それは覚悟して下さい。」ということをおっしゃることに他ならないですね。「九〇%以上は、起債が認められます。」ということであれば、いいんですけど、「五〇%か、それ以下しかないでしょう。」という話ならば、これは一般財源を半分以上覚悟しているということですね、そういうことだと私は理解しますが、その辺を質問します。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 図書システムについてはですね、全協のときにもお話ししましたが、図書館の開設したときから、その状態があつて、どのような形であれ、そのシステムそのものは替えなければいけない。で、それはパソコンとソフトの部分も含めてリースにするか、買い取りにするかということ、財政の方と調整をしておりました。先の九月のときの説明の中でも言うておきましたが、リースですと、約一千四・五百万ぐらいの費用がかかると。で、買い取りであれば、約九百万ぐらいということ、財政の方と話した中で、買い取りの方で予算をやるうと。

で、今回、『ふれあいプラザ』という計画の中に入れておりましたので、その中に予算を入れさせていただいた。これももし、こういう事業が無くても、二十一年度には図書システムを替えなければいけない。その予算は一般財源で賄うような形になったろうというふうに考えております。ただ、今回、県とのやり取りの中で、もしかしたら、財政課長が言いましたが、起債の可能性が無いということじゃなかったもんですから、財政の方から起債の申請をしていただいているという状況でございます。

（立石議員、自席より、「どれぐらいの可能性があるのかについて」の答弁を求める。）

議長（横山弘藏）

その可能性については財政課長に答弁をお願いします。

財 政 課 長

財政課長（西村久之） お答えします。

先ほども言ったかと思いますが、「ゼロではありません。けども、あまり期待しないで下さい。」というぐらいのパ
ーセンテージだと思えます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ここが問題なんです。

所謂、「ここに起債が付きますよ。」と言ってるから、我々は「それなら有利だねえ。」っていうふう
に単純に思っ
てしま
うんですよ。

しかしながら、起債が付かない可能性が高いのであれば、一千万は当然出すという覚悟をですね、しなきゃいかん
の
です
ね、我々は……。ところが、こうやって起債のところに入れ込んでですね、可能性で低いやつを入れ込んで、それで最終
的には「やっぱり起債は付きませんでしたので、もう一千万付けて下さい。」と、「一財でやって下さい。」というよう
な
こと
を、今のうちから判っているのに、そういうやり方をしているんじゃないかと私は思ったもんですから、「そういう
ふ
うにしているのですか？」と。

そして、「教育長は今の言った一千万ぐらいの起債をどれぐらい付くんだと思ってたんですか？」と聞いてるんです。

財政課長は、「付かないとは言えませんが……。」ということは、限りなくゼロに近いということなんです。

教育長はどう思っていたんですか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 財政課長が言ったとおり、私の方が窓口で起債の方をやったわけじゃございませんので、財政課の方
との調整でございます。

で、先ほど申しましたとおり、図書システムは起債が付いたとしても、付かなかつたとしても、もう老朽化になっており
まして、これは替えなければいけないと。これは全協でもお話ししたと思っております。

ですから、どういう状態であるにしろ、図書システムそのものは、もう十数年経っておりますので、内容が古くなって
お
り
ま
す。これは替えなきゃいけない。そのことは財政課の方とも協議は済んでおりますので、私どもの方では先に説明した
つ
も
り
で
お
り
ま
す。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私が聞いているのは、図書システムを説明したかどうかではありません。必要な経費が八百九十万四千円かかるということを書いていないということではありません。ここに出てるんですから…。言ってるんです。

ではなくて、財源ということを考えてこういうことをやるんですよ、ね、今、移転の問題があったから、この際これをやろうと言ってるんですよ。前々から今年やろうと決めてましたか？そうではないでしょ？

ですから、この問題を持ってきた理由は、元々、「起債が付くから」という話からきてるといふふうに思っているから、今言ってるんですよ。「これは別にね、起債も付きません。一千万必要なんです。一財をここに使います。」と言ってるなら、それはまたそれで検討しますよ。しかし、何かごまかしているような感じがどうもしてならないので、そういうふうなことを確認をしたところです。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 私の方の説明で不十分だったかも知れませんが、私どもの方では財政課との話の中で、起債が付く前提ということではございませんでした。で、そういうことは今回の予算でもそのように考えております。もしかして付くのであれば、これは、極端に言ったら、儲けもんだらうと…。

そういうことで、ただし、起債が付かなくても、システムのには替えなきゃいけないと。そういう考えで進んでおりましたので、その辺は誤解の無いようお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） そう言っていただと、多分、議員の皆さんは今ので明快になったと思います。この問題はね…。

更にですね、この『ふれあいプラザ』の事業自体、おっしゃるように、幼稚園の活用ということについては、我々も考えていかなきゃいけない問題ではあります。

で、その中で学童保育の問題が出てきたということは、私は大変いい考えだと思います。学童保育ということになりますと、放課後の子どもたちなんかを収容いたします。元気な子どもたちです。小学校のお子さん、ひよっとすると、幼稚園も来るかも知れませんが…。そういうところがですね、図書館の方のあの建物に入ってきます。じっとしてられませんね、子どもたちは…。

そこで、そういう子どもたちを見る人たちが、どこにいろのかという問題があります。図書館の職員に見させるのかという問題があります。で、それは別個にそれは作るのかという問題があります。更に、図書館は静かにしなきゃいけないという建て前を持っています。そこに片っ方に同じ建物の中に、自由に遊ばせるという、それを基本にするような学童保育というのがあるだろうと考えられます。それはある程度、お勉強させたりするというのは静かでしょうが、そればかりさせられませんからね。そういたしますと、その子どもたちが自由に遊べるような空間を作った方が、なおいいと考えます。図書が有る所に行ったら、「静かにしなさい。」と、うるさく言われて、というような状況よりもっと自由にやらせた方がいいだろうというふうに考えます。

元々、私は、図書館とこの学童保育を一緒に考えること自体に大変な冒険があると考えます。これが上手くいったとすれば、おそらく日本一新しい図書館のあり方だろうと思います。上手くいくはずがありません。これは図書館を利用する方々にとってもそうです。そして学童保育の皆さんにとってもそうです。そして、運営をしていくのにどうするかという問題があります。人をちゃんと雇うんですか？ボランティアの人たちに、子どもたちがそこで怪我をさせた場合、責任をとらせるんですか？誰が責任をとるんですか？責任をとるだけの人的配置を出来るんですか？財政的にそれは大丈夫なんですか？その辺のところの見解をお伺いします。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） まず、学童クラブという具体的な、もし、『学童クラブ』という呼称になりますと、これはまた、児童福祉法の関係で、条例・規則等が入ってくるかも知れません。私どもが今このプランの中で考えているのはですね、一つは学習ルームです。が一つです。帰りの学習ルームが一つ。それから、もう一つ、今やっております『放課後子どもプラン』の中の、室内で出来るものというのがありますので、それは実際に放課後子どもプランの運営委員会がございますので、そういう中で対応が出来るかなあと考えております。

で、もう一つの、実際に運営をする場合にどうするかという面が出てこようかと思えます。それについては、当然、月曜日は図書館の職員がおりません。それから、当然子どもたちが学習ルームに入ってるケースもあるでしょう。月曜日の場合の対応も考えなきゃいけないと思っております。

で、まだこれは議会の承認が得れない中で、私どもが動くわけにはいきませんので、一応、私どもが考えているのは、図

書館を今利用されているお母さんたちのグループとか、読み聞かせのグループとかいらっしやいますので、そういう人たち、また図書館協議会の人たちに声をかけて、いろんな形のもの、要するに、基本的には地域の人たちの協力を得て運営が出来るようなシステムを考えていきたいというふうに、今のところは計画をしております。

ただ、まだ具体的には動けませんので、具体的なものはまだございません。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教）

それはちよつと言いついでしてね、先ほど言いましたね、図書館を造る前に、まだ出来るかどうか分からない、「造るの止める。」っていうぐらい言ったんですよ。そういうやり取りの時だって、議論をしたっていうのはあるんです。十数回…。

ですからね、図書館を造るといふ、住民サービスの基本ですよ、社会教育つていふのは住民サービスを最も一番最前線です。やるところですね、お解りだと思えますが…。そこでの図書館の役割というのは、住民に対するサービスそのものです。ということ、利用するのは行政ではありません。主人公は民間です。住民です。住民の皆さんがこれから移転するであろう、或いはこれから出来るであろう、そういう図書館については、「こんな使い方をしたいね。」という議論、或いは「運営の仕方をしたいね。」という議論が、どうして後からじゃないといけないんですか？先にやるべきでしょ、ね…。

そして子どもたちを預かるであろうと思ってるボランティアの人たちだって、どういうふうになればいいのか、急にですね、「出来たから、やれ。」って言われても困るでしょ。その前に議論して、そのためには私たちだけでは駄目だから、例えば、行政の方がそこに一人いるようにして下さい。いや、一人いることが出来ないんだつたら、教育委員会が移ればいいじゃないですか。そういう議論だって、した上でこれを決めなきゃいけない。どうも議論がですね、あんまり出来てなくて、机上だけで、机の上だけで、頭の中だけで、どうも考えてここに持ってきたという気がしてなりません。

主人公であるのは、住民ですよ。住民の皆さんもつとつと、どうあるべきか、本当に移転するのがいいのか、移転した場合、どんな図書館がいいのか。そして学童保育と一緒にやるためには、どういうやり方をすれば一番スムーズに行くのか。そこを解決してからやっぱり出すべきでしょ。逆だと思えますがね…。

議長（横山弘藏） 教育長

教育長（巖 充也）

立石議員さんがおっしゃることも、私の方は、そういうことを考えると、そういうことは当然必要な部分と

しては、認識はします。

今回お願いしたのは、そういう時間的なものも確かにございました。と言いますのは、この集落活性化整備事業そのものが、今年の二月に国交省からきたという時間的な制約もございましたので、確かにそういう点は不十分な点があったかも知れませんが、それは私どもも重々認めざるを得ないと思えますが、今後、そういう中で、地域の人たちが、当然基本的には、町民の人たちが利用するという前提が第一義であるということは私も認識しておりますので、当然使いやすいような施設にするとか、地域の人たちの中でもいろんな意見を取り入れて、それでこの整備事業に生かしていきたいというふうには考えておりますので、その辺のところを、ご理解をお願いできればというふうにご考えております。

今後取り組みについては、特にソフトの面においてはですね、地域の人たちのいろんな参画を求めて行くべきだというふうには私どもは考えておりますので、ご協力とご理解をお願いしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 全般ということですのでお尋ねいたしますけれども、提案理由の説明の中でですね、人件費が各款で出ておりますけれども、人件費は人事異動による補正だということでございますけれども、人事異動であれば、プラスマイナス、まあ特別会計に出て行く人がおれば、一般会計では減るわけですが、大体パーパーじゃないかと…。

そうした場合、給与費と共済費合わせまして一千三百二十九万二千円減額になってるわけですね。それで、原因は無かったのかなあと思いますが、その点についてお伺いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 今回の人件費の減額の主な原因は、退職者が一名と、一般会計から特別会計への異動が一名、以上

でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

伊藤議員

七番（伊藤忠之）

地方債補正の中で、二番の『変更』で、臨時財政対策債の中で補正をしております。確認のためにお伺いしますが、七千百七十四万四千は、この臨時財政対策債の中の限度額でしょうか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

—	—
再開	休憩
午後	午後
四時	四時
四十六分	四十六分
—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

おはかりします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

八番（立石隆教） 議長、修正動議。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 私は、議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）に対する修正動議を、地方自治法第十五条の二及び小値賀町議会会議規則第十七条第二項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） たいだいま、立石隆教議員から、議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）に対し、修正動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。
しばらく休憩します。

（修正案配布）

—	休憩	午後	四時	四十七分	—
—	再開	午後	四時	四十八分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）に対しては、立石隆教議員から、お手元に配布のとおり、修正の動議が提出されました。

したがいまして、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。 立石 議員

八番（立石隆教） 議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）の一部を修正する案の説明をいたします。

歳出の九款、七項・社会教育費の中で上がっております『ふれあいプラザ』整備事業の学童保育クラブの構想は、大変結構な考えではありますが、学童保育クラブと図書館を共存させるには、難しい問題があります。

社会教育行政は、住民へのサービスの最前線と位置づけられ、職員もその施策も住民側に立ったものでなければならぬと言われております。その中でも公共図書館の果たす役割は大きく、地域の文化と情報の拠点であり、地域活性化の拠点にもなりうるものとの認識に立って、住民と共に協議するべき事柄であります。

今回の計画は、住民の意見を聴いたり、移転を機会にどのような図書館作りをしていくかなどの住民との話し合いなど、その手順を十分踏んでおらず、このままですと、住民に対するサービスの面から甚だ疑問が生じる事態を呈する可能性を秘めており、住民が図書館から離れていくことになるかも知れません。

このままこの事業を推進していくことには準備と協議が不十分として、今回の、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算第二号における、おちか『ふれあいプラザ』整備事業の補正部分を、すべて削除することを提案するものであります。それでは、お手元修正案の二頁をお開き下さい。

第一条中、「五千六百七十万円」を「二千三百八十九万四千円」に、「二十六億四千四百二十万円」を「二十六億一千三百三十九万四千円」に改め、第二条中、「地方債の追加、変更は、」は「地方債の変更は、」に改める。

第一表「歳入歳出予算補正」については、歳入における十三款・国庫支出金の補正額の一億二千二百五十二万四千円を、百九十一万八千円に、国庫支出金の合計一億一千七百十五万六千円を、一億六百五十五万円に、二項・国庫補助金の補正額一千二百四十五万円を、百八十四万四千円に、二項合計七千四百七十七万円を、六千三百五十四万一千円に、二十款・町債の補正額二千五百九十四万円を、三百七十四万四千円に、町債の合計二億五千六百九十四万円を、二億三千四百七十四万円に、一項・町債の補正額二千五百九十四万円を、三百七十四万四千円に、一項合計二億五千六百九十四万円を、二億三千四百七十四万円に、歳入合計の補正額五千六百七十万円を、二千三百八十九万四千円に、合計二十六億四千四百二十万円を、二十六億一千三百三十九万四千円に改めるものです。

三頁をお開き下さい。

歳出ですが、九款・教育費の補正額四千六百五十七万円を、八百八十五万一千円に、教育費合計の二億一千六百五十三万三千円を、一億八千三百七十二万七千円に、九款、七項・社会教育費補正額三千六百六十三万七千円を、三百八十三万一千円に、社会教育費合計一億二百九十一万円を、七千七十四万円に、歳出合計の補正額五千六百七十万円を、二千三百八十九万四千円に、合計額二十六億四千四百二十万円を、二十六億一千三百三十九万四千円に改めるものです。

次に、第二表「地方債補正」の「一・追加」の部分の総て削除するというものです。また、「二・変更」となっていると

ころを「一・変更」に改めるものです。

四頁以降は、修正に関する説明書であります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） ただいまの意見の中でですね、住民との十分な話し合いが出来ていないという意見がありましたけども、例えば、今回、この修正案が賛成されてですね、修正案をすることになりますと、例えば、十二月の補正までに住民との十分な話し合いを行って、そしてそれからでも事業は間に合うと予想してますか？お願いします。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 間に合うかどうかは私には判断できません。

それは執行部側がどうするかでしょうが、仮に間に合わないとなれば、私の責任ではありません。それまでにきちんとしておかないと、私には執行部側に問題があると、私は考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

二番（加山雅徳） 議長

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 休憩の動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	—	—	—	—
再開	休憩	午後	午後	四時
				五十七分
				—
				六時
				四十分
				—

（修正案の差し替え配布）

議長（横山弘藏） 再開します。

ただいま、立石議員から、修正案に対する差し替えの申し出がありました。

おはかりします。

立石議員の申し出のとおり、本修正案を差し替えすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

それでは、修正案を差し替えることを許可いたします。

質疑を進めたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番(伊藤忠之) 例えば、今回の図書館を含めての『ふれあいプラザ』の建設においてですね、工事をやると仮定をして逆算して、どのくらいまでの期間の余裕があれば、事業を行えるのかどうか。

教育長、どのように考えてますか？

議長(横山弘藏) 教 育 長

教育長(巖 充也) まだ詳細な点はちよつと判りかねますが、まず工事を伴う部分として、これは建設課との協議に入りますけども、最低でも二ヶ月く三ヶ月程度というふうな見込みをしております。

で、その後、引越しをしなきゃいけませんので、そういうもので、最低でも一ヶ月以上、これは図書館協議会とかですね、担当の方との話になるうかと思いますが、一・二ヶ月ぐらいの期間を見ないと、要するに二十一年の四月からのスタートにはならないだろうと。

それから、当然これは平成二十年度の事業ということになりますので、その点も考慮しておく必要があるかと思えます。
議長(横山弘藏) ほかにこの修正案に対して何かありませんか。 小 辻 議 員

四番(小辻隆治郎) 教育長にお伺いしますけども、もし、幼稚園に図書館を移転した場合に、学童保育がありますたい。それとの、やかましいという話になれば、どうそれを解消するのか、対策はありますか？

議長(横山弘藏) 教 育 長

教育長(巖 充也) 『学童クラブ』という、その呼称にするかはですね、これは規則、児童福祉法との関係がありますので一概には言えませんけども、当然、その活用方法について、内容については、図書館を利用される方、それから、私

どもが当初考えていたのは、学習ルーム的なものとか、放課後子どもプランとかということは今考えておきまして、正式な学童クラブということになると、これは条例を作ったり、職員の配置の問題等が出る可能性も考えられます。

で、町長の方から『学童クラブ』という言葉も出ておりましたが、その辺は今後進めていく中で、どのような使い道をするかというのは検討するべきもんだと思います。

今やつてる『児童館』というものが佐世保何かにございますけども、そういうものの下部組織として『学童クラブ』というのがあります。そういう形のをそっくり持つてくるということは、果たして疑問があるかと思えますので、その辺はよく十二分に協議はしていきたいとは考えております。

議長（横山弘藏） 立石議員の提出した、この修正動議の趣旨に添って質問をお願いします。 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 学童保育の方は、あんまり今考えていないということなんですか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 学童クラブというふうになるとですね、これは教育委員会ではなくて、町長部局になるんですね。

児童福祉法の関係になりますので…。ですから、その点になると、当然町長部局と協議をする必要があるかと思えます。ですから、今の案の中では、『学童クラブ』ということでは申請はしておりません。学童クラブという形では申請はしてないんですよ。ただ、学習ルーム的な、幾つかのルームは作っております。当然そういう、放課後子どもプランの考えもありますので、当然、ドアを付けるとかですね、そういう計画は入っておりますが、今度は運営面についてはですね、今後また協議する必要性はあるかと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。 加 山 議 員

二番（加山雅徳） 先ほどの立石議員さんの修正動議の中ですね、図書館の移転ということが出ましたんで、それについては「反対」だということでした。

そういうことで、私もこれ、町長に再度お聞きしたいんですが、なぜ図書館の移転を急ぐのか、そこら辺の説明をしていただきたいと思います。

これは立石議員さんじゃなくして、町長の方をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 前回も述べたと思っておりますが、今、小値賀の高齢者率が四二・何％ということで、非常に高いと。

それとですね、整形に通ってる人たちがたくさんいるということも聞いております。

その中で、加山議員さんもご承知のとおり、バリアフリーの九州商船・野母商船等にも陳情に行った経緯もありますが、そういうことで、今佐世保の方から理学療法士等がですね、定期的に上五島も来ているということで、整形がですね、一生懸命やっても、診療所にですね、理学療法士がほしいということは言われております。

それで、やっぱり高齢で弱い方がですね、多い中で、一番いいのは社協の中と一緒にやって、二階ですね、やりたいというような感じもありますし、下が広くなったら、『趣味の会』ということで、サークルを作ってるそうでございますが、それはデイサービスの方になるうかと思えますが、そういうことで、今、図書館が、一部が社協のエリアをちよつとお借りしているという関係もありますし、そういうことで、私たちは、今年の老人クラブの総会で「こういうふうにやりたい。」というふうに説明をしたわけですが、その中で、老人の本だけはですね、「老人コーナーとして作っていただければ。」ということでありましたので、「それはちゃんとクリアさせていただけます。」と。それと一緒に、高齢者が一緒になって教育委員会にありますカラオケをですね、今あそこに部屋がありますので、私たちが歌うのと違って高齢者の方は静かに歌うということ、是非、そういうコーナーも作っていただきたい。」ということ、要望がなされておりますが、これもやはり図書館がはつきりしてからじゃないと出来ないということ、是非ですね、リハビリの方がですね、今、外科手術をして一ヶ月・二ヶ月、佐世保とか福岡に行つて、帰ってくるときにはボケ老人になるような方もおりますが、これはリハの回数が少ないという難点が、そういうことになっているんじゃないかとは思つてはおります。

そういうことで、まあ修正動議は出てはおりますけども、もう一度ですね、皆様方とですね、いろいろ話した場合に、あの程度、私は納得していただいたものと解釈いたしているわけでございますので、せっかく国庫補助金が付いた今ですね、どうかいろいろ思ひはあろうかと思ひますが、もう一度再考していただければと考えております。

以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今回の修正案につきましては、立石議員さんも大変な苦勞をしてこの修正案を作っていただいて、ほんとに大変な気持ちだったろうと思います。

しかしながら、私もずっともう数ヶ月前から、教育長、並びに町長からの説明を聞いてですね、やっぱり立石議員も先ほど言いましたけども、今の図書館の建設につきましてはですね、大変な苦勞をしたということは以前から聞いておりましたけども、今日また改めて聞きました。

それで、この図書館の問題も大変な苦勞ですけども、現在、私はですね、地区の老人の方、そしてまた地区の児童、子どもですね、そういう人たちの声を聴きますと、やっぱり年寄りの方はデイサービスの場所が狭いということを知っておりまして、また児童・生徒につきましては、旧幼稚園の方にあつた方が子どもたちは図書館を利用するという声も聴いております。

その中で、財政的、いろんな苦勞があると思いますが、私は今度執行部が出された原案に賛成をするつもりですので、今回、立石議員が出されました修正案には反対をさせていただきます。

以上です。

土川議員

議長（横山弘藏） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

三番（土川重佳） 私は、この修正案に賛成の立場で討論をいたします。

離島である当町はですね、基幹産業が農・漁業が中心で、またそれに伴い、共働きの家庭や母子家庭も増加しているのが現状であります。

当小値賀町についても、子どもたちの放課後の交流の場も少なく感じます。学童保育は、もう最低限必要不可欠だと私は思っています。

また、現在の図書館の果たす役割は大きく、先ほど、立石議員さんが図書館を造った経緯を語っていただきましたけども、本当に並々ならぬ苦勞だと思っております。

そして、私が思うには、図書館の移転と学童保育の併設は、まだ十分な調査・研究、議論の余地があると思ひまして、私は、よつて本案に賛成いたします。

議長（横山弘藏） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

ないようですので、次に、修正案に賛成者の発言を許します。

松永議員

九番（松永勇治） この事業につきましてはですね、本当に国庫補助金が内定し、起債も付くということですね、それも有利な辺地債か過疎債かの、補助債のようでございますけれどもですね、その財源確保が出来て、本当にもつたいないとは思ひますけれどもね…。

図書館移転については、住民の図書館でありまして、住民の意向をよく感知せずに行政に携わる者だけで決定することについて、少し責任を感じます。これが住民納得の上であればですね、いいと思ひますけれども…。

そういうことからしてですね、私は、修正案に賛成するものであります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 私は、この修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

この問題についてはですね、全協等でもですね、かなり、「かなり」と言うよりも、話がありました。

しかし、最初からですね、『図書館移動ありき』という感じで進めてこられたんじゃないかという気がいたします。

そういうことですね、今回のこの図書館の移転につきましてはですね、先ほども言ったとおり、今の状況からして図書館の移転についてはですね、早急にする必要性は私はないと思ひます。

そういうことですね、今回の立石議員さんですね、修正案に対して賛同いたします。以上です。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立多数です。

したがって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第四九号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、修正可決されました。

日程第十、議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（山田憲道） 議案第五五号、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

平成十九年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他六件の歳入歳出決算認定につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告を添えまして、ここに提案申し上げます。

ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

審議の前に、代表監査委員であります坂木委員がご出席ですので、決算審査の報告をお願いいたします。

代表監査委員（坂木辰芳） 井上代表監査委員の後任として四月一日から監査委員を務めています坂木です。

よろしく願います。

それでは、平成十九年度決算審査の報告をいたします。

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、平成十九年七月十六日付で審査に付せられた、平成十九年度小値賀町一般会計及び特別会計の決算、並びに同法第二百四十一条第五項の規定により、同日付で審査を求められた基金の運用状況について、その審査を終了し、平成二十年八月一日付で、町長に別紙のとおり、意見書を提出いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

第一章・総論でございますが、一．審査の対象として、（一）平成十九年度小値賀町一般会計歳入歳出決算書、（二）平成十九年度小値賀町特別会計（七会計）歳入歳出決算書、（三）基金の運用状況について。

以上、九件の案件を審査に付されましたので、平成二十年七月二十二日から平成二十年七月三十一日までの間に、八日間審査いたしました。

二．審査の方法については、（一）決算の計数は正確であるか。（二）予算の執行は議決の趣旨にのっとり、正確かつ効率的に行われているかの三点に主眼をおき、決算書・関係諸帳票など証拠書類を点検、照合すると共に、財政の運営は、全体として正しいものであったか検討し、関係各課より説明及び資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

三．決算の結果については、平成十九年度一般会計及び特別会計七会計の決算状況は、次のとおりであり、その決算計数は関係書類とも合致し、正確であり、全体的に適切であると認めました。

まず、平成十九年度小値賀町一般会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

財政運営において、実質収支比率は十七年度三・三％、十八年度三・二％、十九年度一・一％と安定していますが、経常収支比率は、十八年度八八・〇％、十九年度八七・七％と高い比率となっております。また、公債費比率についても、十八年度に対し、十九年度は、二・四％減の一八・一％と依然として高い水準にあり、その動向には十分留意する必要があります。

歳入総額は、二十九億二千四百六万一千九百八十八円で、前年度に比べ、五千四百八十四万四千八百二十七円、一・八％の減額であり、予算額二十九億二千七百八十四万六千円に対する収入率は、九九・八％であります。

収入未済額は、町税で二百二十三万五千二百十円、使用料及び手数料で百三十一万四千四百円、財産収入で四万一千円、

合計で三百五十九万六千四百十円となっております。

歳出総額は、二十九億六千九百九十五万九千五百一十円、〇・四％の減額、予算執行率は九九・一％であります。

歳入歳出差引残額は、二千三十九万二千三百三十三円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源四十二万四千円を差し引きますと、実質収支は、一千九百九十六万八千三百三十三円であり、単年度収支は、四千四十七万七千三百二十六円の赤字となっております。

続きまして、平成十九年度小値賀町特別会計歳入歳出決算の概況についてご報告いたします。

七特別会計の歳入総額は、二十五億三千三百五十四万八千三百六十七円、前年度に比べ三億四千五百四十一万四千六百六十四円、一五・八％の増額であり、予算額二十五億一千五百九十五万一千円に対する収入率は、百・七％であります。

歳出総額は、二十四億一千三百九十四万六千八百七十七円、前年度に比べ、三億六千九百七十五万八千八百一十四円、一四・二％の増額であり、執行率は九五・九％で、一億一千六百七十五万一千五百六十円の剰余金となっております。

単年度収支について、黒字の会計及び金額は、国民健康保険事業二千九百八十九万九千七百六十六円、老人保健事業一千二百二十七万九千六百九十九円、診療所事業七百七十六万六千六百六十六円、赤字の会計は、簡易水道事業三百六十五万八千四百三十三円、下水道事業五百八十八万四千六百八十八円、渡船事業六十一万二百円、介護保険事業十八万七千七百四十二円となっております。全体では、四千三百二十一万四千三百五十八円の黒字となっております。

一般会計及び特別会計の歳入・歳出については、ほぼ適正に執行がなされ、実施された事業も概ねその目的が達成されたものと認められました。

以上が、一般会計・特別会計の決算の概要でございます。

なお、第二章・各論については、意見書に記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、第三章・むすびでございますが、平成十九年度の各会計の決算審査の結果は、ただ今申し述べたとおりであり、各会計、並びに基金の運用状況については、計数に誤りは無く、証拠書類も整備され、会計処理は正確であることを認めました。

年ごとに厳しさを増していく財政状況の中で、健全な財政運営を堅持するため、各課が相当の努力をすることは十分認めるところであります。前記のとおり、経常収支比率・公債費比率は、まだ高い水準にあり、財政の硬直化は依然とし

て懸念されます。

一般会計・特別会計を合わせた実質収支額は、一億三千九百九十九万三千五百六十三円の黒字であります。さらに前年度実質収支一億三千三百九十八万二千五百三十一円、翌年度繰越額三百二十七万四千円を控除すると、単年度収支は二百七十三万七千三十二円の黒字決算となっております。

また、一般会計・特別会計を合わせた実質単年度収支については、五百六十六万七千五百五十五円の黒字となっております。未収については、一般会計の町税等で二百二十三万五千二百十円、使用料及び手数料で百三十一万四千四百円、財産収入で四万一千円、国民健康保険事業特別会計の保険税で一千七百四十五万五千九百四十三円、簡易水道で二十六万三千四百円、診療所で二百二十八万九千二百五十円、下水道で七万五千二百七十一円、介護保険で五万三千二百二十円となっております。平成十八年度に比較して、二百四十七万六千三百六十九円の増で、また、十九年度におきまして、一般会計で三万一千八百九十六円、特別会計で五十万一千四百四十円の不納欠損額が発生しております。

納税者の納税意識の高揚に努め、税負担の公平性の観点からも、なお一層の徴収努力を望むものであります。

一般会計においては、十八年度と比較し、歳出面において、義務的経費では、三千四百七十一万七千円、二・五%の減額となっております。人件費で四百二十万四千円の減額、扶助費で三十四万一千円の減額、公債費で三千七十一万九千九百円の減額となっておりますが、公債費では償還分の元金一千六百八十二万九千四百三十四円の減、利子一千三百三十四万二千四百六十六円の減となっております。その他の経費では、補助費で二千四百七十六万七千円減、積立金一億一千五万三千円の増額となりましたが、物件費で三千九百六十四万三千円減、維持補修費で六百三十四万四千円減、繰出金で二百三十万八千円の減額となり、その他の経費全体では三千六百九十九万一千円の増額となっております。

行財政改革については、十六年度において人件費で、各種委員報酬・特別職給与の削減、その他物件費・補助費で、旅費の実費支給、各種団体補助金の削減等の改革が実施されましたが、十九年度においても、継続して行財政改革に積極的な取り組みが行われており、全体的に行財政改革の努力が認められます。

今後とも厳しい財政状況の中、創意工夫を重ね、無駄を無くし、住民の生活・福祉の向上のため、一層の努力を期待します。

基金については、全体で一億一千七百七十五万九千二百六十五円の積立てを行った反面、二億一千三百五十七万二千四百

八十一円を取り崩している状況で、基金全体で九千五百八十一万三千二百十六円減少し、基金残高は十一億七百八十一万三千四百七十五円となっています。

今後とも、确实且つ効率的な運用と、特に積立金額については、十分配慮されるよう望みます。

十九年度決算から、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく審査も行なっておりますが、実質公債費比率が早期健全化基準は超えておりませんが、非常に高くなっており心配しております。しかしながら、最悪のピーク時を過ぎているということ、当面は健全段階を維持できるものと思っております。

今後、益々小規模自治体として、難しい財政運営が強いられますが、一致団結してこれからの小値賀町のため、更なる努力を期待いたしまして、平成十九年度の決算審査報告を終わります。

以上です。

議長（横山弘藏） これでは報告を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総合的なことにとどめおき願いたいと思います。

平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計にわたり歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） ただいま、代表監査委員から述べられました二重になるかとは思いますが、平成十九年度一般会計決算を、十八年度決算と概略比較しますと、町税は、税制改革により、所得税から住民税への税源移譲により、相殺して九百七十三万五千円、六・七％増、地方譲与税は、所得譲与税廃止により、相殺して二百二十八万六千円、四一・四％減となっております。また、地方交付税は、普通交付税五千六百三十九万五千円、三・四％減、特別交付税一千四百八十二万五千円、一九％増、相殺して四千五百五十七万円、二・四％の減。交付金は、地方消費税交付金他で三百六十四千円、七・六％減となっております、一般財源は年々減少している中、収入未済額が、一般会計三百五十九万円、特別会計五十万一千円、合わせて五千三百三十二千円、合わせて二千三百八十二万四千円、不納欠損額、一般会計三万二千円、特別会計五十万一千円、合わせて五十三万三千円、収入未済額、不納欠損額合わせまして二千四百三十五万七千円で、今後の行財政運営が大変危惧されます。このまま続きますとですね。こういうふうな状況が…。

特に、町民税三万一千八百九十六円、国保会計、国民健康保険税で四十六万三千百円、簡易水道事業会計、使用料三万八千三百四十円の不納欠損処分にあつては、法令に基づき、その原因、金額、その他を調査し、町長の減免処分事由に該当するかについて検討した上での処分だと思えますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

不納欠損額につきましては、地方自治法に則りまして五年の時効が成立しましたので、させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第五号は、この際、議長及び議会選出監査委員を除く八人の委員で構成する『決算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、九月二十二日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、平成十九年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出監査委員を除く八人の委員で構成する『決算特別委員会』を設置し、これに付託して、九月二十二日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

おはかりします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、松永勇治議員、立石隆教議員、岩坪義光議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員、宮崎良保議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

―	休憩	午後	七時	二十分	―
―	再開	午後	七時	二十分	―

議長(横山弘藏) 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に立石隆教議員、副委員長に岩坪義光議員、以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月十八日から二十三日まで休会とします。

九月二十四日は、午前九時三十分より開議します。

なお、九月十九日、二十日は決算特別委員会となっておりますので、よろしく願います。

―	午後	七時	二十分	散会	―
---	----	----	-----	----	---